



座談会風景 編集部

目 次

座談会 新基本計画をどうみるか

報 告 者 中嶋 康博

コメント 梶井 功

司 会 谷口 信和

出席者 服部 信司 堀口 健治 神山 安雄
秋山 満 安藤 光義 …………… (4)

シリーズ “東日本大震災・福島原発事故からの復旧・復興の今^⑪”

被災地に残る問題…………… 畠山 昌彦 (44)

〔時評〕 経済外交政策の蹉跌：東アジア共同体からTPPへ強引な転換が始まりか ……(H₂)

☆表紙写真 国立日立海浜公園のネモフィラ 編集部
「農村と都市をむすぶ」2015年5号(第65巻5号)通巻763

経済外交政策の蹉跌…東アジア共同体からTPPへ強引な転換が始まりか。



アジアインフラ投資銀行（AIIB）対応における日本の影響力の薄さ

日本は米国を気にして情報が入らず、他国の動きを早めにとらえることが出来なかった。理事会の形成・決定の仕方等のガバナンス、特定国の拒否権はあり得ないことなど、加盟前、加盟後、他国を誘い中国に対して議論を誘導するなど、日本に求められることが多かったはずだが、動かなかった。動かないことで日本はアジアへの影響力をまた弱めたのである。

国際通貨基金（IMF）の改革の遅れが目立ち、アジア開発銀行（ADB）も同様の状況下である。加盟国の経済力に対応した発言権の修正などが必要だが、拒否権を持つ米国の動きで進まず、各国は不満を持っている。その遅れを指摘して自ら改革の音頭を取るべきなのに、中国に別の形で音頭を取られてしまったのである。

日米関係の政治優先に従う経済外交政策

アジア各国、とりわけ日本と中国・韓国との緊密な関係や東アジアの経済的関係の強さを背景に、東アジア共同体、あるいはそこまで行かなくても地域貿易協定を結ぶ方向での政策選択があったはずである。その当時、こ

れをめぐる議論が大いに行われていた。政権に就いた民主党の公約にもうたわれていたことである。

それが、日米同盟を念頭に置いて、TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）に向け、日本の経済外交政策の修正・変更が、一部のメディアやアカデミー分野の人により強調された。TPPこそ最大限に優先すべき対象とし、その仕組みのメリット・デメリットの慎重な検討を抜きにして、雰囲気作りが行われたように思われる。国益を守りながら各国と妥協できる線を求めている従来型の経済交渉から、政治的な観点を重視した経済外交の修正である。

米国主導のTPP交渉はそのメリットが自国にどのようなプラス・マイナスになるのか、交渉参加国の中に疑念が生まれるほどに米国に有利な形で交渉がなされているように見える。だが、米国での多くの就業機会を作り出し失業率を下げる方向でこの地域貿易協定をあからさまに利用したいとするオバマ政権の立場は、当然に各国と激しく対立する。

そうした中で、日本はこの交渉をまとめるためにできるだけ譲歩した方がよいとする議論が国内で起きているのは残念である。TPP交渉にまずは参加し議論を開始することで、日中韓間の地域貿易協定の停滞している交渉は刺激され、まともな方向に各国は促進されるのだとする議論もあった。が、実情はそうではない。

現状をみると、知的財産権での薬剤問題では、開発企

業に有利なものにする米国の強硬な主張と、後進国での安価な後発薬剤を縛ることに反対する後進国との対立は決着が難しい。また経済成長のために国営企業の役割が大きいベトナムやマレーシアは、優遇措置をなくし民間企業並みを要求する米国と基本的に対立している。そう簡単には決着の方向には無い。

国益重視の原則に戻ってTTP交渉を考える時期

米国との外交交渉の前提には、米国の連邦議会が貿易促進権限法（TPA）議会に対して、政府が各国との交渉でまとめたものを一括受託か拒否かの選択肢のみにすることにより、結果として議会が受け入れざるを得ない仕組み・九〇年代まではファストトラック権限と呼ばれていた）が出来上がっているのが通常である。今回はその前提（二〇〇二年に成立していたものが〇七年に失効し、そのまま現在に至っている）が無いままの交渉であり、絶えず交渉の過程で議会を通すための理屈や協力要請が米国側から提起され、交渉国はそれを受け入れざるを得ないようなことがしばしば起きている。

米国との貿易交渉はTPAの仕組みができて初めてまともな交渉になるのであり、そうならない前に交渉を始めるべきではなかったのである。

その意味ではまともな形の交渉になっていないようにみられる。まともになっていないひとつは、日本の国益を損じかねないほどの譲歩が始まっているのではないか、という懸念である。コメ、麦、牛・豚肉、牛乳・乳

製品、甘味資源作物（サトウキビなど砂糖の原料）、の農産物重要五品目は、引き続き再生産可能となるよう関税撤廃の除外又は再協議の対象とすること、また十年を超える期間をかけた段階的な関税撤廃も含め認めないことと、国会で決議されている。農産物の日本の自給率からして、これ以上の輸入は国としても危険であり、食料の安全保障の観点からも輸入依存はなされるべきではないとする国論があるのである。その決議は守る……といったながら、五品目でも関税の引き下げ条件を提示し、また米国の要請により、主食用としてカリフォルニア米の一定量を無税で入れる約束が聞こえてくる。SBS（売り手の商社と買い手の実需者との連名による入札でその差が最大の連名者に対して政府が契約を結ぶ）方式の利用のようだが、入札ではなく米国に輸入量を約束する案がテーブルののっている。SBSの今の一〇万トンでは安価な中国米に負けてしまうので、ミニマムアクセスの上乗せとして、米国のみに約束する方式のようだ。これは他国がだまってみることにほならないだろう。米国への譲歩は他国からも要請されるのは必定である。

かくして、最初のボタンの掛け違いが限りなく譲歩の連鎖になり、他国の国益優先の交渉に、損してでも日本がついていかざるを得ない交渉のように見受けられる。今こそ経済外交の基本に戻って考え直すべきと考える。

座談会

新基本計画をどうみるか

谷口 本日は、新たに制定された食料・農業・農村基本計画に関して、とりまとめをされた企画部会の中嶋康博部会長にご説明いただきながら議論したいと思います。

企画部会と政策審議会自体は、私のみるところ、今は禁句かもしれません、粛々と進められたと思いますけれども（笑声）、この基本計画の策定過程が順風満帆だったかという点、必ずしもそうではなくて、外野が非常にうるさくてやりにくかったのではないかなと思っています。

司会の谷口氏

通常ならば、「農村と都市をむすぶ」誌も、策定途中の段階でいろいろ議論を聞いて意見をいうこともあ

ったと思いますが、それが少なくて済んでしまったのは、農政改革や農協改革といった政治的なマターが先行して、そちらのほうに我々の関心が行ってしまったというところもあったと思います。

しかし、食料・農業・農村基本法のもとでの基本計画は、食料自給率目標を決めるということが基本ではありますけれども、今後五年間、一〇年後を見通した農政のあり方について、包括的な方向性を示すという点において最も重要なものであることは間違いないので、改めて全政策体系を一望のもとに示されているという点では非常に重要なことだと判断いたしました。きょう、座談会をもつことにしたわけであります。

では、早速、中嶋部会長のほうから、五〇分ぐらいを目安に細かく説明をしていただいた上で、梶井先生から論点提起などをしていただきます。それを踏まえて皆さ



座談会出席者

(2015年4月9日 於：農林水産省)

報告者	中嶋 康博(東京大学教授)
コメント	梶井 功(東京農工大学名誉教授)
司 会	谷口 信和(東京農業大学教授)
出席者	服部 信司(国際農業研究所代表)
	堀口 健治(早稲田大学名誉教授)
	神山 安雄(農政ジャーナリスト)
	秋山 満(宇都宮大学教授)
	安藤 光義(東京大学准教授)

さんから疑問点を出していただいて、中嶋先生にお答えいただきたいと思います。
 それでは、ご報告をよろしくお願いいたします。

参考資料が多い今回の基本計画

中嶋 中嶋でございます。本日はお招きいただきまして、ありがとうございます。

本日の説明は、パンフレット「食料・農業・農村基本計画の概要」(本座談会後に、農林水産省ホームページに掲載)という資料を使って進めさせていただきます。あわせて、関係資料を用意しております。二つとも政策課にお願いいたしまして配付いただきました。私の聞いているところでは、このパンフレットを使ってこれから国内の説明会を進めていくということと、これ以外にも、一般向けのリーフレットと生産者向けのリーフレットがあるそうです。先日、さっとみましたところ、それぞれ強調ポイントが違って、例えば、一般向けは食料自給率・自給力の説明に大半を費やし、農業者向けは農業の持続的な発展や六次産業化などに力点を置いていたと記憶しております。

関係資料のほうをみますと、かなり厚いものになっていて、本体自体も厚いのですが、参考資料が非常に多いことも今回の計画の特徴ではないかと思えます。その中には自給力関係のものもございますけれども、例えば、「魅力ある農山漁村づくりに向けて」という、地域政策の方向性を決める検討会の資料があります。検討会は、小田切さんが座長で、安藤さんもそこに参画されていたらしいですが、そこでの議論を踏まえて、どういう方向で進めるのかを考えていきました。



報告の中嶋氏

基本計画の構成

このパンフレットをめくっていただきますと、目次がございます。第一、第二、第三の三つのパートからなる構成につきましては、前

回までの基本計画と同じになっております。東日本震災からの復旧・復興は前回には入っていなかったものでありますけれども、これも当然入れるべきであるということ、第三の中の「農村の振興」と「団体の再編整備」の間に置かれました。その第一から第三までの全体像を俯瞰したものが、一ページ目「参考・基本計画とは」にあるチャート図（本稿の図表1）になります。

第一は二つの部分からなっております。その前に図では左下の部分ですが、「これまでの食料・農業・農村基本計画」として、平成一二年から平成二二年まで三つの基本計画が書かれています。これは今回の基本計画を見直すに当たって、審議の前半部分で検証作業を行っていただきました。その作業は、平成一二年の第一回目の基本計画から、現在の第三回目の基本計画までの全てをカバーすることにしました。その過程で、食料・農業・農村の現状はどうだったのか、どういう政策が行なわれたのか、

政策の及ぼした影響はどうだったのかをできる限り確認することになりました。そういう進め方をしましたので、これまでの基本計画の総点検結果が書かれていて、そのこともあって過去三回の計画の存在を示したのです。

そして、その上に積み重ねるように、「中長期的な情勢の変化の見通し」が書かれてあります。こういった六つの中長期的なポイントが今後施策を進める上で大きな影響を与えるのではないかと、いうことを指摘しております。

私自身は、特に高齢化や人口減少の進行が非常に大きい影響を与えるのではないかと考えております。ただ、この基本計画は今後一〇年を見通していくわけであります。人口減少が現実に影響を与えるようになるのは二〇年後、三〇年後ではないかと思うのですが、それが本格的に問題となってくる時に施策を打つのでは遅きに失する。現段階で対応し始めるべきことは言うまでもありません。企画部会で委員の皆さんも同じような意見をもっていたのではないかと思います。

「世界の食料需給をめぐる環境変化、グローバル化の進展」は、開発途上国が経済成長していて、食料需要が高まっていること、それから、TPP等の経済連携協定の交渉が進んでいることなどが関わっております。

「社会構造等の変化と消費者ニーズの多様化」につい

図表 1 基本計画の構成



「強い農業」と「美しく活力ある農村」の実現

ては、食の事情が大きく変わっていることがポイントとして指摘されています。

あとの三つは省略しますが、これらを踏まえて、「施策推進の基本的な視点」として、図中の左上に七つとしてまとめられています。

全体の枠組みとしましては、「産業政策」と「地域施策」を車の両輪として施策の改革を着実に推進していくことを目指しております。これについてはこの後またみていただきます。

次に図の右側に移ります。第2は、「食料自給率の目標」となります。今回はじめて、食料自給力指標が定められています。

図中のその下、第三は、「講ずべき施策」です。

そして第四は、「施策推

進に必要な事項」です。

パンフレットの二ページに、ポイントとして、六つの柱が用意されており、

一番目が、自給率目標に関わる事項です。新聞等でも、自給率目標を初めて引き下げたと大きく報道されており、実現可能性を考慮して設定したということが記されています。あわせて、先ほども指摘しましたが食料自給力指標が初めて公表されました。過去にも、今ある農地を使って最大限高いカロリーを実現するように生産するとうなるのかという計算をしておりましたが、それよりもさらに踏み込んだ想定の下での計算をして、それを提示することで、食料安全保障に関する国民的議論を深めていきたいと考えております。

ポイントの二番目は、「輸出拡大に向けた取り組みの強化」、「六次産業化の促進」について記述をしていることです。

三番目は、推進中の「経営所得安定対策」、「農地中間管理機構」、「米政策改革」について記述をしていることです。これは、二番目のポイントとも関わりますが、「農林水産業・地域の活力創造プラン」等で定められたことについて基本計画でどのように対応したかがこちらに示されています。

四番目は、「多面的機能支払制度等の着実な推進」、「集

約とネットワーク化」による集落機能の維持」など、高齢化や人口減少の進行を踏まえた地域政策の展開についての記述です。これらのことは、先ほども指摘しました「魅力ある農山漁村づくりに向けて」の報告書での議論を反映させたものとなっております。

五番目は、「東日本大震災からの復旧・復興」についての記述です。

六番目は、「六〇年ぶりの農協改革」や「農業委員会改革」について記述をしております。

それぞれに対応する細かい事項については、見開き右側の三ページに概要として書かれています、これについてはその次の説明の中で触れたいと思います。

食料・農業・農村をめぐる情勢

四ページからは、基本計画の第一パートの「食料・農業・農村をめぐる情勢」ですが、これについてはよくご案内のとおりでして、ほとんど説明は不要かと思いますが、一点だけみていただきたいのが、パンフレットの図表4-2の食料支出総額、一人当たり食料支出の将来推計です（本稿掲載省略）。

こちらの図表の多くは企画部会等でお示したものですので、もしかすると既にお目通しいただいているものもあるかもしれませんが、改めて確認します。

先ほど、人口減少の問題が大きいのではないかと申し上げましたけれども、二〇一〇年を二〇〇といたしますと、人口については、二〇五〇年は七五まで減ります。それから、食料支出総額につきましては、八八になるのがおわかりになると思います。これだけ国内のマーケットは小さくなるということです。

その次に、パンフレットの五ページ目の真ん中の図表5-2ですけれども、品目別食料消費割合がどうなるか、特に高齢化によって食べ方がどのように変わるのかの推計をしております。高齢化の影響に加えて、社会が今まで食べてきた変化の方向も考慮する推計をしています。このように人口の年齢構成比が変わる、年齢別の支出構成も変わることも反映した推計値になっております。特徴的なこととしては、調理食品がふえるのではないかとということです。この後の食料産業の対応方法はどうあるべきかということのインプリケーションがここに出てくるのではないかと思います。

パンフレットの六ページでは、「農業・農村の多様な可能性」、「東日本大震災からの復旧・復興の状況」が記述されています。

施策推進上の7つの視点

七ページですが、施策の推進に当たっての基本的な視

点が書かれています。先ほど申し上げたとおり、農業や食品産業の成長産業化を促進するための産業政策と、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を促進するための地域政策を車の両輪として、施策の改革を推進するということです。

七つのポイントからなります。一番目は、施策の安定性の確保です。これについてはいろいろ議論がありまして、企画部会でも委員から、そして、地方意見交換会でも、これまでが猫の目農政だという意見がございました。このことについては高い関心があるのではないかと思います。ここで改めて基本計画の中で施策の安定性を確保していくことを指摘したということです。

二番目は、国民的な議論の深化です。特に食料自給率・自給力等の食料の安全保障についての議論を深めるべきではないかと思っております。また、施策の改革を進めていくに当たって国民的な理解が必要だと思うのですが、そういったことを進めるためにも、国民との双方方向のコミュニケーションが重要です。このことは、施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項においても、国民視点を入れ、コミュニケーションを重要視すべきといたしましたけれども、ここでは、SNSなどの手法も使ったコミュニケーションを進めるということを指摘しております。

三番目は、需要や消費者視点に立脚した施策の展開です。マーケティングの発想による多様かつ高度な消費者ニーズ等への的確な対応ということがこちらに指摘されています。いうまでもなく、今はつくってもなかなか売れないという非常に難しい時代になっております。国民全体の食料支出額をみても毎年減ってきている状態のもとで、何をつくったらいいいのかという農業者の方々の声も聞こえてまいります。こちらに書いてあるような消費者を意識した生産が必要である。そのためにも、食に関する分析の上での理解が農業者に求められるのではないかと思います。

その中では、食品の安全確保、食品に対する消費者の信頼の確保に向けた取り組みも非常に重要になってきます。

四番目は、農業の担い手が活躍できる環境の整備です。特に若者を呼び込むことを指摘していますが、将来展望をしっかりもちつつ、意欲的に経営発展に取り組みができる環境を整備していきます。

五番目は、持続可能な農業・農村の実現に向けた施策の展開です。多面的機能の問題も指摘しておりますが、農地・農業用水、景観等、地域コミュニティ等において、より良好な状態で保全管理が行われるための取り組みを推進する。農業経営やその基盤としての技術の次の世代

への確実な継承が必要です。ただし、その継承はとても難しいのではないかなと思っておりまして、そこには工夫が求められるということです。

六番目は、新たな可能性を切り開く技術革新です。ロボット技術なども注目されています。ICTをいかに使っていくのかということは非常に重要です。先端技術等を応用した技術開発を進めるとともに、新しい技術ができて、現実に普及がされていないという問題もありますので、現場に技術を広く普及させるための環境づくりも重要です。

最後に、七番目は、農業者の所得の向上と農村のにぎわいの創出です。活力創造プランでは、今後一〇年間で農業・農村の所得倍増を目指すということになっておりますけれども、農業生産額の向上や生産コストの縮減による農業所得の増大、六次産業化等を通じた農村地域の関連所得の増大に向けた施策を推進したいということです。

このことについては、「経営展望」の中で、農村の所得をどのように増大させるかという展望についても触れていて、今回の特徴の一つになっていると思います。

こういった基本的な視点の背景には、活力創造プランがあります。加えて、農林水産省の施策としては、これまでの「攻めの農林水産業」において、改革の方向性が

既に立てられていました。活力創造プランの中で基本計画の見直しをすることになっていますので、基本的なフレームングはそちらで示されたわけですが、基本計画は基本法の目的に基づいてどのような施策を進めていくかを考えることになります。食料の安定供給の確保、多面的機能の発揮、農業の持続的発展——特に持続的ということが私は大事だと思いますが、それらについて活力創造プランの中で事前に示された改革の方向性がいかに基本法の目的に沿ったものにしていくかの検討が行われてきたわけです。

食料自給率目標

次に、パンフレットの八ページからは、基本計画の第二パート「食料自給率の目標」が記されています。

新たな食料自給率目標等としては、カロリーベースが四五%、生産額ベースが七三%、飼料自給率が四〇%ということになります。このカロリーベース四五%というのは、図表8-1（本稿の図表2）にも数字がありますけれども、平成一二年、一七年の基本計画の値と同じです。この水準につきましては、先ほどポイントというところでお示しました通り、実現可能性を考慮したということに尽きるのではないかなと思います。

それから、生産額ベースについては七三%で、これは

二二年と比べれば高くなっているのですが、平成一七年の七六%よりも低くなっています。これはその時々、それぞれの品目の価格によってかなり振れるものですので、これが高くなったのか低くなったのかということとは個人的には余り意識はしていません。目標とする数字としては妥当なものではないかなと思っています。

飼料自給率四〇%が出てくる背景の一つには、粗飼料の国内の自給率を一〇〇%にするということがあります。

これらを実現するため、農地面積の見通し、作付面積及び耕地利用率につきましては、パンフレット中の図表8-5に書いています。農地面積については若干減ると見込んでいます。平成三七年が四四〇万ヘクタールで、二五年と比べますと一四万ヘクタール減る。作付面積については拡大し、結果、耕地利用率は、二五年の九二%から、三七年に一〇一%へ上昇すると見込んでいます。

食料消費の見通しと生産努力目標

九ページは、「食料消費の見通し及び生産努力目標」です。各品目の値につきましては、図表9-1（本稿の図表3）に示されています。今回、この表では、国内消費仕向量を示しております。前回までは、消費に関する情報としては一人一年当たり消費量だけが表わされてい

図表2 食料自給率目標

1 これまでの食料自給率目標

平成12年及び平成17年の食料・農業・農村基本計画における食料自給率目標は、「計画期間内の実現可能性を考慮して、カロリーベースで45%、生産額ベースで74%(平成12年基本計画(参考値))、76%(平成17年基本計画)に設定されました。

一方、平成22年基本計画では、「我が国の持てる資源をすべて投入した時にはじめて可能となる高い目標」として、カロリーベースで50%、生産額ベースで70%と設定されました。

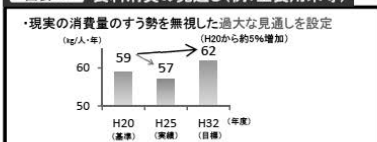
図表8-1 これまでの考え方

	総合食料自給率目標		食料自給率目標の考え方
	カロリーベース	生産額ベース	
平成12年基本計画	45%	74% (参考値)	計画期間内における食料消費及び農業生産の指針となるものであることから、実現可能性や関係者の取組及び施策の推進への影響を考慮して設定
平成17年基本計画	45%	76%	望ましい食生活や消費者ニーズに応じた国内生産の指針としての役割を有することを踏まえ、計画期間内における実現可能性を考慮して設定
平成22年基本計画	50%	70%	我が国の持てる資源をすべて投入した時にはじめて可能となる高い目標として設定

資料：農林水産省作成

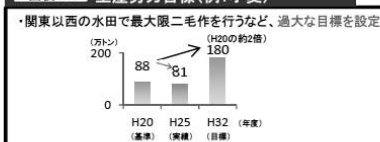
平成22年基本計画の食料自給率目標の進捗状況を見ると、消費面では米等の消費量が予測を下回るとともに、生産面では小麦等の生産量が伸び悩み、平成25年度は39%に留まっています。

図表8-2 食料消費の見通し(例：主食用米等)



資料：農林水産省作成

図表8-3 生産努力目標(例：小麦)



資料：農林水産省作成

2 新たな食料自給率目標等

平成22基本計画の検証結果を踏まえ、新たな目標は、「計画期間内の実現可能性を重視」して設定しました。

図表8-4 新たな食料自給率目標等

平成27年基本計画	平成25年度(基準年度)		平成37年度(目標年度)
	カロリーベース	39%	45%
	生産額ベース	65%	73%
	飼料自給率	26%	40%

資料：農林水産省作成

図表8-4 (参考)農地面積の見通し、延べ作付面積及び耕地利用率

	平成25年	平成37年
農地面積(万ha) ^(注1)	454 (平成26年452)	440
延べ作付面積(万ha)	417	443
耕地利用率(%) ^(注2)	92	101

資料：農林水産省作成

注：1)これまでのうす勢を踏まえ、荒廃農地の発生抑制・再生等の効果を繰り込んで推計。

注：2)耕地利用率は延べ作付面積を農地面積で割ったもの。

ました。しかし今回は人口減少の影響があることを加味して、消費総量の見込値も示して、消費と生産量を比較してあります。企画部会では、自給率が計算されるプロセスを確認できるようにもすべくであるという意見が出てまいりまして、一つ一つの数字の妥当性がある程度把握できるようにしたいということになりました。

コメにつきましては、主食用米等の国内消費仕向量をみていただきたいのですが、平成二五年が八五七万トンで、三七

図表 3 食料消費の見通しと生産努力目標

図表 9-1 平成37年度における食料消費の見通しと生産努力目標

品目	食料消費の見通し				生産努力目標 (万トン)	
	1人・1年当たり消費量(kg 人・年)		国内消費仕向量 (万トン)		平成25年度	平成37年度
	平成25年度	平成37年度	平成25年度	平成37年度		
米						
〔米粉用米、飼料用米を除く〕	57	53	857	761	859	752
米粉用米	0.1	0.7	2.0	10	2.0	10
飼料用米	-	-	11	110	11	110
小麦	33	32	699	611	81	95
大麦・はだか麦	0.3	0.2	208	213	18	22
大豆	6.1	6.0	301	272	20	32
そば	0.7	0.5	14	11	3.3	5.3
かんしょ	4.2	4.4	102	99	94	94
ばれいしょ	16	17	340	345	241	250
なたね	-	-	232	216	0.2	0.4
野菜	92	98	1,508	1,514	1,195	1,395
果実	37	40	766	754	301	309
てん菜 (精糖換算)					344 (55)	368 (62)
さとうきび (精糖換算)	(19)	(18)	(246)	(220)	119 (14)	153 (18)
茶	0.7	0.7	8.9	8.5	8.5	9.5

品目	食料消費の見通し				生産努力目標 (万トン)	
	1人・1年当たり消費量(kg 人・年)		国内消費仕向量 (万トン)		平成25年度	平成37年度
	平成25年度	平成37年度	平成25年度	平成37年度		
生乳	89	93	1,164	1,150	745	750
牛肉	6.0	5.8	124	113	51	52
豚肉	12	12	244	227	131	131
鶏肉	12	12	220	208	146	146
鶏卵	17	17	265	251	252	241
飼料作物	-	-	436	501	350	501

注: 飼料作物は家畜が消化できる養分の総量(TDN)で示したものである。

(参考)

品目	食料消費の見通し				生産努力目標 (万トン)	
	1人・1年当たり消費量(kg 人・年)		国内消費仕向量 (万トン)		平成25年度	平成37年度
	平成25年度	平成37年度	平成25年度	平成37年度		
魚介類 (うち食用)	27 (27)	30 (30)	785 (622)	842 (635)	429 (370)	515 (449)
海藻類	1.0	1.0	15	15	10	11
きのこ類	3.4	3.6	53	53	46	46

注: 国内消費仕向量は、1人・1年当たり消費量に人口を乗じ、これに減耗量等を加えたものである。

資料: 農林水産省作成

年は減って七六一万トン。生産努力目標は、二五年が八五九万トンで、三七年が七五二万トンに減るということになっています。

米粉用米の生産努力目標は、二五年は二万トンだったが、三七年は一〇万トンということで、前回に比べるとかなり控え目なのですが、これは実現していければと思っています。

飼料用米については、二五年が一一万トンのところ、三七年は一〇万トンにしていこうというところで、

そして、小麦や豆、かんしょ、ばれいしょなど芋類についても同じように数量が設定されています。

図表 9-2 は、カロリーベースと生産額ベースの総合食料自給率の推移が示されています。

一七年間横ばいで、四〇%のあたりを推移して全然上がりませんでした。それを五〇%にするというのはなかなか厳しい目標だと思います。これは次の自給力にも関係してまいりますけれども、このような結果となった背景には、生産が減っていることとともに、消費も減っていることがあります。両方とも一緒に減っていたため、自給率は同じ水準でいたということです。

私は、消費は今後も減っていくと思います。もちろん

ん、人口が減るからですが、一人当たり消費量も増えるということとは余り考えられないのではないかなと思っています。ここで生産を増やすことができれば自給率は上がります。そういう意味で、この自給率目標の実現可能性は、今までよりも高いのではないか、改革を進めて生産を高めていくことの意味は大きいのではないかなと私は考えております。

登場した食料自給力指標

パンフレットの一〇ページからの食料自給力指標は生産額の分析にもなっています。

パンフレットの見出しの部分に書かれていることを読ませていただきますと、「多くの国民が国内生産による食料供給能力の低下を危惧している中にある、食料自給率については、我が国農林水産業が有する食料の潜在生産能力を示す指標としては一定の限界があります。このため、我が国の食料の潜在生産能力を評価した食料自給指標を新たにお示しし、我が国の食料自給力の現状や過去からの動向についての認識を共有することにより、食料安全保障に関する国民的な議論を深めていく考えです。」

第一に、国民の意識が紹介されています。内閣府のアンケートによれば、「不安がある」というのが八三%で、

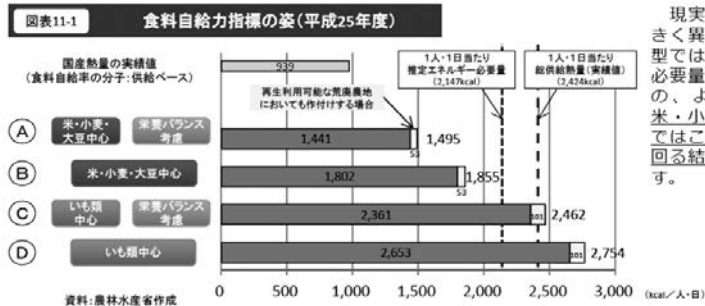
理由として、「国内生産による食料供給能力が低下するおそれがあるため」と回答しております。これはまさにこのとおりだと思いますし、私も不安があります。もしものときに支えてくれるのだろうかという不安があるのだと思いますが、ただ、自給率の数字だけみて、本当にどのくらいの供給力があるのかというのは理解できない部分がございます。今、好き勝手に豊かな食事ができているのはリスクに目をつぶっているからなわけで、そのリスクを改めて評価するのはなかなか難しいところであります。

第二に、食料自給力の指標の基本的な考え方を示しています。今いったような課題に対する一つの答え方を表わしています。食料自給力指標とは、国内生産のみでどれだけの食料を最大限生産することが可能かを試算した指標であり、食料の潜在生産能力を意味しております。実際の農地は、花などの非食用作物を栽培しているところもあり、荒廃農地もあります。こういったものをフルに活用して、生きていくための食べものづくりに徹したらどうなるのだろうか。作付で優先させるものとして、カロリーが高い作物、コメ、小麦、大豆及び芋をつくることを想定しております。もちろん二毛作可能地等はフル活用します。

そして、平成二五年度の食料自給指標の計算結果が11

図表4 食料自給力指標の姿と推移

3 食料自給力指標の姿(平成25年度)



現実の食生活とは大きく異なるいも類中心型では推定エネルギー必要量等に達するものの、より現実に近い米・小麦・大豆中心型ではこれらを大幅に下回る結果となっています。

4 食料自給力指標の推移



食料自給率が平成9年度以降17年間40%前後(横ばい)で推移している中、食料自給力(我が国の食料の潜在生産能力)は近年低下傾向にあり、将来の食料供給能力の低下が危惧される状況にあります。

ページに示されています。図表11-1(本稿の図表4)にはまず現在の国産熱量の実績値が示されていて九三九キロカロリーとなります。これは一人一日当たりの供給熱量です。私たちの豊かで、ある意味ぜいたくな食事を前提に国内の農地を使った結果、このようなカロリーしか提供できなかったということですので。ぜいたくな食事を封印して、とにかく生きるために食べることに徹してもらうことを前提に農地を使うと、A、B、C、Dの四つのパターンの数字が計算できるといことです。AとBはコメ・小麦・大豆を中心にしていて、Cはそれに加えて芋を使っていることにします。さらにその二つについて栄養バランスを考慮するものと、余り考慮しないでカロリーが高ければいいというもの2タイプを考えます。二×二で四パターンが出てきます。小麦・大豆の中でも、餌に使うものもありますので、非常に少ないですが、肉も少しは提供できることになり

ます。

そういった想定も考え合わせながらみていただきたいのですが、Aパターンですと一、四九五キロカロリー提供できます。荒廃農地のうち再生利用可能なところでも一生懸命つくるというのも含みます。

Bパターンは、栄養バランスは考慮しません。そのため一、八五五キロカロリーまで数字が伸びます。しかし足りない栄養素がかなりあります。

厚い関係資料の八六〇八七ページをみていただきたいと思います（ホームページ掲載の参考資料「食料自給率目標と食料自給力指標について」スライド二三〇二六参照）。細かい話で申しわけないのですが、栄養は何が足りないかという点、八六ページですけれども、例えばビタミンが足りなくなります。それから、カルシウム、マグネシウムなどの栄養素も足りなくなります。八七ページは芋を活用したもので、芋の場合はたんばく質やカルシウムなどが足りなくなります。

ということを念頭に置いておいていただいて、またパンフレットに戻りますが、パターンCをみると、芋を使って、カロリーは一、四六二キロカロリーまでふえます。栄養バランスは考えないということになりますと、二、七五四キロカロリーまでもっとふえます。これが高いのか低いのか、多いのか少ないのかということにつきまし

ては、何か物差しが必要になりますので、こちらに二つ用意しました。

一つは一人一日当たり推定エネルギー必要量の二、一四七キロカロリー、もう一つは現在の一人一日当たり総供給熱量（実績値）で二、四二四キロカロリーです。これらと比べると、芋を使ったパターンCもDも超えています。そして、芋を使わない場合はこれらを下回ってしまふということです。「こんなに芋ばかりは嫌だ」という方はかなり多いのではないかと思います。昔の嫌な記憶を思い出すまでもなく、きっと毎日芋を食べたくはないでしょう。

どのくらい芋を食べなければいけないかというのは、関係資料に食事パターンが示されています。これは今までの基本計画でも最大熱量での提供だとうなるかというのでよく出てきた図だと思いますが、焼き芋と粉吹き芋と一緒に毎食食べなければいけません。現実的ではないかもしれませんが、逆にこのことから、私たちが今これだけ自給率が低いのは、豊かな食事を実現するためにだからだという、一種のトレードオフを認識していただくきっかけになるのではないかなと思います。

もう一つ確認したいことは、芋を使えば何とかこれらの物差しを超えるのですが、芋を使わなければそれにも至らないような状況になる。現実の食生活にとってかな

り厳しい食事のパターンにもかかわらず、それでも超えないという現実があるということです。私たちの食料供給基盤はこのあたりの厳しいぎりぎりの状況の中にいるのだということをこのパターンA、B、C、Dを示すことで国民の皆さんに理解していただければと思うわけです。

この指標については、図表11-2（本稿の図表4）で過去にさかのぼって計算いたしました。かつてはこの自給力指標はそれなりの高い値であったものが、年々下がってきているのだということが理解できます。今申し上げた、足りている、足りていないという状況は、過去はもう少し条件がよかったことが分かります。この低下の推移をみていただければ、そのまま放置すればもっと下がっていったらダメで、厳しい食事パターンであっても全く足りないという状況に陥ることが容易に想像できます。これが国民の皆さんに知っていただきたいことであり、これをもってして食料安全保障に関する議論を深めていただきたいと思います。

その上で国民へのメッセージです。考えていただきたい方々は、消費者、生産者、食品産業事業者、地方公共団体の方々です。理解していただいた上で何かアクションをしていただきたい。例えば、消費者の方々については、国産の農林水産物の重要性に対する理解を深め、積

極的な消費拡大をしていただければ、生産が振興して、状況が改善するのではないかとということ。それから、生産者の方については、農地等の農業資源や農業技術をフル活用していただくという意識をもっていたら、耕作放棄地はもう出さない、使っている農地を有効に利用して、もっと供給を高めていくための努力に注力していただきたいということです。

総合的な食料安全保障の確立

パンフレットの二二ページの第三パートのまずはじめは、「総合的な食料安全保障の確立と国際交渉への戦略的な対応」です。これは非常に精緻に検討が進められました。過去の基本計画の中でも、不測の事態に合わせた対応についての指針をつくりました。見出しにある「緊急事態食料安全保障指針」、これについてもっと様々なシナリオをつくって、そのシナリオの評価をしました。それが一三ページの図表13-1のリスクの評価・分析です。

その結果は、図表13-2にある発生頻度の蓋然性等として評価されており、低とか中とか顕在化と書かれています。それらに合わせて何をすべきかが全て洗い出されていて、対応が示されているということです。この後も精緻に分析を進め、さらなる方策を講じる、計画を立て

るということが必要だと思っていますが、まずはここまできちんとしたものをつくったわけです。

自給率の目標をたてる、そして自給力の指標を示す、さらに総合的な食料安全保障の確立を行うなど、国民に食料を安定的に供給していくための様々な方策として、かなりまとまり整理されたのではないかと高く評価しております。

一四ページは、「食品の安全確保と消費者の信頼の確保」です。GAPの普及のことも触れていて、食品表示法が変わったことについて書いております。

一五ページ、「食育の推進」、「和食」の保護・継承」です。和食についてはユネスコの無形文化遺産登録がされましたけれども、それについて、どのように理解し活用していくかということにも触れております。

一六ページ、「新たな価値の創出による需要の開拓」です。すでに指摘した通り、人口が減り、マーケットは縮む可能性があるわけです。そういった中で、新たな価値を創出する、新たな需要を掘り起こすことがとても重要で、自分から働きかけていかなければいけない。それがバリューチェーンの構築です。農業の分野だけではなく、流通の分野、加工の分野、販売の分野にまでネットワークを広げていかなければいけない。それを「六次産業化等の取組」として記述しております。それを支える

ために、用意されたファンドの仕組みについても触れております。

それから、農業にとってのパートナーである食品産業の競争力の強化も重要な事項として指摘しております。

一七ページ、価値を創出し、市場を開拓していくための重要かつ可能性があると思う手段が、「グローバルマーケットの戦略的な開拓」です。現在の輸出額はだんだんふえてきているわけですが、それをさらに伸ばしていくことは「日本再興戦略」の中にも目標が書かれていますし、活力創造プランの中でもそれを実現すべしとなっております。これらの政策の枠組みに合わせた対応がこちらに書かれております。

その中には、その下の知的財産の戦略的な創造・活用・保護、地理的表示保護制度等が重要な手段になってくるのではないかとことです。

担い手は効率的かつ安定的な農業経営

一八ページ、ここからは持続的な農業の発展に関する施策の部分です。担い手政策については、重点的な支援の対象として、効率的かつ安定的な農業経営を担い手としています。前回の基本計画の中では「意欲ある多様な農業経営」を対象に考えていたわけですが、再び、それ以前の基本計画と同様の担い手像に設定していると

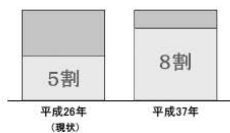
図表5 農業構造の展望

望ましい農業構造の姿と農業労働力の見通し

担い手の農地利用面積は過去10年間で全農地面積の3割から5割まで増加しています。

今後10年間に於いて全農地面積の8割が担い手によって利用される農業構造の確立を目指します。

図表31-1 担い手の利用面積の割合



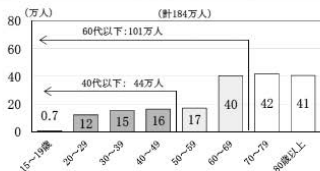
（左図備考）農林水産省経営局調べによる。

（右図備考）1. 農林水産省「農林業センサス」（組替集計）、総務省「国勢調査」（調査票情報を農林水産省で独自に集計）により作成。

2. 試算の前提は以下のとおり。

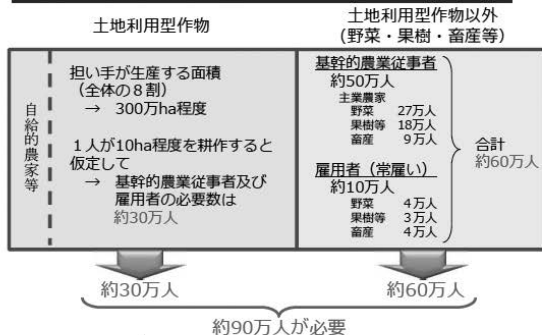
展望：各年齢階層の5年ごとの増減数（及び新たに加わる最若年齢（15～19歳層）の人数）が、今後も平成17年から22年と同数で推移するが、40代以下の増加数等が2倍になるものと仮定

図表31-2 農業就業数数の試算 平成37年（展望）



（参考）農業就業者の必要数

図表31-3 農業就業者の必要数



現在の土地利用型作物以外（野菜・果樹・畜産等）の基幹的農業従事者及び雇用者は約60万人であり、今後とも同程度の生産を維持するには、同程度の人数が必要です。

一方で、土地利用型作物については、農地の集積・集約化が進み、1人当たり10ha程度を耕作できると仮定して、試算すると約30万人が必要。

両者を合わせると、少なくとも約90万人が必要となります。

資料：食料・農業・農村政策審議会第50回企画部会（平成27年1月28日）配付資料
（農林水産省「平成22年耕地及び作付面積統計」、「平成22年農林業センサス」（組替集計）により作成。）

三ページの「参考・

いうことです。ただし、一〇年前と比べると、そこには規模要件というのはなく、認定農業者、認定新規就農者、法人化して認定農業者となるが見込まれる集落営農が対象となるとしております。それらの法人化が一つの重要な方向になっていくと思うのですが、そのためのメリット、推進方策が次に書かれております。

農業構造の展望」の中で示されております。図表31―1（本稿の図表5）において、担い手の利用面積の割合は八割、図表31―2（同じく図表5）の農業就業者の試算では、平成三七年の年齢階層別の農業就業者数については六〇代以下で一〇〇万人をキープするという展望が示されています。

図表31―3（同じく図表5）に示された農業就業者のおおよその必要数ですが、土地利用型作物については三〇万人、土地利用型作物以外で六〇万人——この六〇万人の内訳は、基幹的農業従事者が五〇万人、常雇いの雇用者が一〇万人ですが、これらをあわせて九〇万人が必要であるということであります。これを維持していききたいということです。そのために、一年当たり二万人の新規就農者を確保していくことが考えられております。

次に、パンフレット二〇ページ、農地の問題です。農地中間管理機構を利用した「担い手への農地の集積・集約化」を推進するということです。これはもちろんもう動き出していることでありますので、それをいかに活用していくかということになります。

それから、荒廃農地の発生防止・解消等の推進ということにつきましては、現状を示しながら対策を示しています。なお基本計画の中では、「耕作放棄地」ではなく、「荒廃農地」という言葉を一貫して使うことになってお

ります。

二一ページ、「経営所得安定対策の推進、収入保険制度等の検討」です。経営所得安定対策については、計画前に担い手経営安定法の改正は済ませておりますので、この法制度の整理はされています。ゲタ対策とナラシ対策はこの後も続けていくということです。

それから、収入保険制度の導入に向けて検討を進めるというのがその次の項目になります。

二二ページは、「農業生産の基盤整備の推進」について触れております。

二三ページは、「生産・供給体制の改革」であります。ここは、飼料用米をどうするのかということ、それから、畜産が非常に厳しい状況にあると思いますが、それを改革していくためには、畜産クラスターの構築が大きなポイントになると思っております。

また、園芸作物等につきましては、加工・業務用向けの供給をいかにふやしていくということがポイントになります。

二四ページは、技術革新等について書かれております。今回の参考資料にも「農林水産研究基本計画」がつけられております。これまで通り、食料・農業・農村基本計画とあわせて研究基本計画が策定されました。

二五ページは、「環境政策の推進」で、気候変動、生

物多様性、自然循環機能の維持と推進が重要事項となっております。

二六ページは、農村の問題ですが、「多面的機能支払制度の着実な推進と地域資源の維持・継承等」についてです。多面的機能支払法の成立とともに、日本型直接支払制度が整備されて、再構築されたわけでありますがけれども、こちらを肅々と進めていくということがまず第一点です。それから、「集約とネットワーク化」による集落機能の維持等がありますが、「魅力ある農山漁村づくりに向けて」等で示されたことを反映したものにしております。

二七ページは、「多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出」です。再生可能エネルギー等のこともこちらで触れております。

二八ページは、「都市農村交流や農村への移住・定住等の促進」です。ここでは、都市農業の振興について書かれております。

二九ページは、「東日本大震災からの復旧・復興」についてです。

三〇ページは、「団体の再編整備等」について、農協、農業委員会、共済、土地改良区について触れていて、特に農協と農業委員会等についての今回の改革の内容の説明がなされています。

農業経営の展望

三一ページは、先ほども触れましたが、「農業構造の展望」についてです。

三二ページと三三ページは、「農業経営展望等の展望」です。農村地域の関連所得の増大について今回述べております。マクロでの道筋、すなわち地域全体としての所得拡大の概念整理などをし、さらにミクロでの道筋ということで、具体的なモデルで実現するための方策が示されております。

それは関係資料の一一九～一六九ページまでの五〇ページくらいを使って、このように進めていったらどうかという事例が示されております（ホームページに「農業経営等の展望について」として資料を掲載）。

審議のため、企画部会は一七回開きました。平成二六年一月二八日にまず本審議会との合同会議で諮問を受けまして、その後七月二二日までで検証を行いました。月一回、部会を開き、先ほど申し上げた新しい基本法が始まって以降の農業の現状と施策の振り返りをした上で、それぞれこれがどういうものであったか、妥当なものであったかということの検証をしました。このことがあって、自給率は五〇％ではなく、四五％ぐらいのレベルを目標にすべきではないかといった意見に収めんしたので

図表6 農業と農村関連所得の増大の道筋

農業所得の増大と農村地域の関連所得の増大に向けた道筋

- 農業所得の増大と農村地域の関連所得の増大に向け、マクロでの道筋とともに、現場の農業関係者などが地域や作物に応じて、どのような取組を進めていけばいいか、より具体的なイメージを描くことができるよう、ミクロでの道筋を併せて示すこととする。

マクロでの道筋

＜農業所得＞

米、野菜、畜産など各品目別に、生産額の増大、生産コストの縮減に向けた対応方向を提示。

＜農村地域の関連所得＞

加工・直売、都市と農村の交流などの施策分野毎に、雇用・所得の増大に向けた対応方向を提示。

ミクロでの道筋(経営展望)

＜農業経営モデルの例示＞

主な営農類型・地域について、所得増大に向けた経営発展の姿を例示。

＜地域戦略の例示＞

地域農業の発展に加え、関連産業との連携等による6次産業化等の事業展開により、雇用・所得が創出され、地域として農業所得と関連所得の合計が増大する姿をイメージできるよう、地域戦略を例示。

3

はないかと私は考えております。

そして、夏休み期間に一回現地調査をした後、九月に入りまして、月に二回ほどのペースで政策課題の検討をいたしました。そして、ことしの一月に、一〇カ所地方意見交換会をして、さまざまなご意見をいただいたわけです。最後の三回で骨子案、原案等を確認させていただき、三月二十四日に審議会で答申することになりました。時間配分が悪くて、後半部分がやや手薄な説明になってしまいましたが、以上で私からの説明を終了させていただきます。ありがとうございます。

谷口 どうもありがとうございました。

それでは、早速、梶井先生のほうから総括的なコメントをお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

5つの疑問点

梶井 コメントというよりも、五つほど疑問点を申し上げたいと思います。

最初のところにも「農業者の所得向上と農村のにぎわい創出」と書いてありますが、この基本計画の審議が始まるときに、地域の活力創造プランの中に書いてある農業・農村全体の所得を今後一〇年間で倍増させるのだという方針に沿った形で審議をやってくれと、農水大臣自身が触れていましたね。



コメントする梶井氏

私はその議事録を拝見したときに、大臣がそんなことをいうのだったら、農業・農村所得というのの一体何だということを、審議会ではそれを作成した部局に説明を求めてから審議を始めるのが筋ではないかということを書いたことがある（本誌14年7月号及び10月号）のですが、その点について、この基本計画の本文の中では、活力創造プランなどでそういう言い方をしている、そういうことをいっているということを二カ所で引用しているだけであって、農業・農村所得倍増という問題については基本計画の中ではまともに触れていないですね。

ですから、農政審としては、農業・農村所得倍増、特に農村所得の倍増などという妙な概念はともまともに審議できるものじゃないから、これはとりやめろということをはっきり決めたのかと思っていたのですけれども、これはどういう位置づけになるのかよくわかりませんが、関係資料という中の「農業経営等の展望について」のところでは、今度は農村関連所得という妙な概念をつくり出して、それを算出されておりますね（本稿の図表6）。それは六次産業などを全部ひっくるめての話のよ

うですけれども、ある産業を取り上げて地域関連産業というものと位置づけて、その関連所得というものの計算を示しております。それをみると、農業所得と合わせて一〇年後に倍になるような数字になっておりますね。

この点について、審議会としては、この農業・農村所得倍増というものを大臣諮問のときから問題にしていってほしいということを書いてきたことについて、取り扱いをどうしたのでしょうか。私はこの関連資料の取り上げ方がよくわからないんです。農村所得ではなくて、農村関連所得という、よくわからない概念が出されている。農村関連所得というのは一体何で、どういう概念なのか。この説明を読んでもだれもよく理解できないんじゃないかなと思うのです。その辺を具体的に説明してもらいたいと思います。これが一つ目です。

自給力概念の意味は

それから、先ほど話のあった自給力という概念、これも今度初めて出てきた概念であって、基本計画で取り上げるのは初めてですけれども、自給力という言葉は、この農林行政を考える会は随分前に、『食料自給力の技術的展望』という本をつくっておりますので、食料自給力というのは我々にとってはなじみのある概念なのです。が、そのときに、自給力という概念で使ったのは、例え

ば、今の政府のやっている政策のもとでの自給率はこれくらいだけれども、政策の取り方いかんによっては自給率をもっと高くできますよという、今の政策のもとでの自給率というものと対比して、政策のいかんではこれだけの可能性があるのだということを示す意味で自給力という言葉を使ったのです。その場合、自給率をそこにもっていくためにはどういう政策が必要なのかということ を明らかにすることがポイントでした。自給率と対比して自給力という言葉を使うのは非常に大事ではなからうかと思えますし、今回の自給力で出てきた数字は私は大変おもしろいと思ってみていたのですが、その辺の議論はどうなのか。

もう一つ、労働力の問題です。今度の基本計画の中で、この労働力が高齢化、そして集落人口の減少について、非常な危機感をもって取り上げているわけですね。であるにもかかわらず、自給力の計算のときに、農業労働力は必要なものが全部確保されたものとして計算するのだということにしていますね。それは今の農村の実情、あるいは一〇年ぐらいを見通しても、非常に憂慮すべき労働力の問題について、その労働力面での仮定の置き方というのはいずれよくなったのかということが非常に気になるのですが、その点をどのように考えられたのかということです。

それから、問題の自給率ですけれども、もてる資源を最大限に利用して得られる非常に厳しい目標だということとは、この前の基本計画にも書いてありました。しかし、この五〇%という数字は、ずっと前から出てきているんですね。基本計画をつくったときに最初から、自給率ということの問題にするなら必要量の過半を自給するのが望ましいと。しかし、当面は厳しいから四五%だと。そういうことで第一回、第二回は来たわけですね。しかし、四五%では非常に不安だということで、五〇%に引き上げるための工程表をつくれというのは若林農水大臣のときに出て、農水省がその計算を終えて、若林さんが辞めて石破大臣のときに石破さんに渡したはずなんです。そして、年が明けたら内閣は変わってしまっ、おじやんになったという経緯があるのですが、五〇%という数字は、その意味でいうと前の基本計画で非常に厳しい書き方をしていますけれども、農林省の担当者の方々は前からやっていて、非常になじみのある数字だと思うのです。

それについて、あれを実情に合わせて変えろということであれば、あの五〇%がなぜできなかったのかという点についてもっと慎重な検討を加えるべきだったのではなからうか。例えば、私は、あの五〇%の自給率目標を出した前の基本計画は、もてる資源を最大限に活用して

なんていうことが書いてありますけれども、あの基本計画の政策の本身自体は、もてる資源を全然活用していないですよ。

例えば、林野放牧——耕地以外は全然考慮に入っていないわけですよ。ことしの二月、農水大臣賞をもらった方々が入っている団体、天皇杯をもらっている人たちもつくっている団体が農政提言をやっていましたが、その中に一つ重要な問題として取り上げているのは、放牧型畜産を大いに活用して、今までの畜産の形を変えていくようにしなければいけないということで、放牧利用という点を非常に強調していました。私もそれは非常に賛成ですけれども、そういったことをこの前の「基本計画」では全然触れていないわけですよ。

その意味でも、もてる資源を最大限に云々なんていうことは、実はなっていないかったと。そういうことからいえば、あの五〇%をやめるに当たって、あの数字がどういう点でおかしかったのかについては、もっと慎重な言明を加えてよかったのではなからうかという気がします。

農地転用をどう抑えるか

その点に関連して、前の基本計画の段階では、四六〇万ヘクタールをそのまま維持するということを前提にし

たのでしょうけれども、転用面積などは半分程度に抑えると。そして、荒廃地は完全にゼロにするのだということとで計算してありましたよね。そして、今度の基本計画の場合に、農地転用面積というのはほとんど手を付けないで、荒廃農地ゼロの計算になっている。あの一〇万ヘクタールという転用面積というのは、どういう理由で一〇万ヘクタールでとめたのか。それから、荒廃地の復旧などをなるべく少なくするために、とる政策として一体どういうものを考えているのか。この前の施策の中で、転用抑制と荒廃地の復旧云々という点でいえば、これはある程度成果を上げていたんです。その辺の今の農地転用とか荒廃農地の処理の仕方について、それをやらせないためにどんな政策を用意しているのかという点が余り明確ではないので、その点は一体どのような詰め方をしたのだろうかというのが三つ目です。

四つ目は、私はやや理解しにくかったのですが、本文のところで、和食を大いに世界に広めましょうというところで、和食の普及の取り組みというのが書いてありますし、日本型食生活というものを随分評価して書いていらっしゃるのですが、その日本型食生活自体が今や崩壊しつつあるという点について、もっと厳しくそこを問うべきではなかったのか。

例えば、私は大変不満なのですけれども、おとしの

農業白書までは、PFCバランスの数字を出して、脂肪過多の方向にゆがんでいるということを非常に問題にしていたんです。ところが、去年の白書からは、PFCバランスの数字自体を出さなくなった。しかも、そういう食生活の乱れが栄養バランスを崩しているという点について、ほとんど触れるところはなかったという気がするんです。

そして、今回も、食生活の現状をどうするのだという点については、現状を余りよく分析していないですね。

日本型食生活というのは文章では書いてありますけれども、じゃあ、現状はどうなのだと。それをどういう点であれしなればいけないのかと。そういう点については触れていない。そして、国民一人当たりのコメの消費量は、若干ですけれども、減る形になっている。減ることを当然の前提にしているようなことでいいのだろうかというのが、大変気になる点です。

それから、パンフレットの資料の九ページに、国内消費仕向量で、食用米七六一万トンとありますが、生産努力目標はなぜ七五二万トンなんですか。これだけ一〇万トン近く減らしている。食用米については輸入を前提にした計画になっているんですね。これは初めてだと思うのです。何でこういうことにしたんですか。

谷口 五つとおっしゃいましたけれども、和食までで

四つだった気がするのですが、コメが五つ目ですか。

低すぎないか耕地利用率

梶井 もう一つは、耕地利用率の話をしたように思ったのですが、耕地利用率は現状よりわずかに上がっている程度というのは、基本計画の数字としてどうなのかというのが私の率直な感想です。前の基本計画は自給率五〇%ということもありましたが、耕地利用率を一〇八%にするという大変な計画を立てたわけですね。それで、一〇八%にするというときに一番大事な問題は、二毛作可能地帯——関東から西のほうの耕地利用率をうんと高めなければ一〇〇%を超えないわけですね。東北、北海道などでは一〇〇%いくのは厳しい。

耕地利用率を高めようと思ったら、西のほうを非常に問題にしなればいけないのですが、西のほうでは特に労働力の高齢化で、若い働き手がいないという点については、西のほうほどひどいわけですね。特に中国地方、山陰、山陽、四国などは若い労働力が少ない、そして年寄が多い。そういうところで耕地利用率を高めなければいけないというのは非常に厳しいわけです。

それで、若い働き手を確保することをやらなければいけないわけですが、その見通しがつかないということだと思えますけれども、その辺のところが基本計画

としてはちょっと弱いのではないか。若い人を確保するためには、どの地域ではどういうことを問題にしなければいけないのか。そういうことに触れておくべきではないか。若年労働力が特に西のほうで低いということはセンサスの数字などで非常にはっきり出ているわけですから、そういう点をもっと問題にしなければいけないのではないか。

この資料の中で地域でのいろいろなそういうことを書いていますね。それは大変結構なのですが、そのときに、地域の基礎的な条件が崩れているところは、労働力の面で物すごく差があるよということを指摘しておくべきではないかと思います。関連して耕地利用率が一〇一％とかちょっと高くなるのですけれども、なぜその程度にとどめたのかという点が一つ気になります。

谷口 ありがとうございます。

中嶋先生に、五つの質問に順番にお答えいただきたいと思っていますので、よろしくお願いします。最初は所得倍増問題ですね。

お答えします

中嶋 農業・農村所得問題については相当議論がありました。議事録にも残っておりますので、固有名詞を上げてよいと思いますが、生源寺先生が、これについては

倍増というものにすべきではないというようなことをお話しになりました。他の委員からも同様の意見が出まして、この基本計画の中では、倍増ではなく増大ということになっております。倍増という用語は、活力創造プランを引用している部分だけに出ているのではないかと思います。

それから、農村所得とは何かについて、全然検討しなかったのではないかということにつきましては、企画部会ではポンチ絵を使って、ここの部分が農村所得ですと示した図がありました。ただ、まさにポンチ絵で、そんなに厳密に定義していないのではないかという批判もあるかもしれませんが。産業連関表の数字を考えていただきたいのですが、全体の売り上げと中間資材の利用額が分かったとします。すごく粗っぽい言い方をしますと、前者から後者を差し引いたものが所得であります。そして、その内訳は、雇用所得であったり企業利潤であったり、場合によっては地代が入る。そのように分解できますということが、その図でわかるような構図になっております。

問題は、農村はどこなのだということが余りはっきりしないんですね。そこは詰め切れなかったということで、今回は今後成長が期待できる七分野のうち農村に立地した分野に限定をして、それでとらえたということでは

あります。

議論する上で、バリエーションというものも意識をしておりました。農業生産者がいて、加工業者や流通業者や量販店や外食産業などがつながっていくわけですが、そのつながっている過程での農村と都市の区切り目があるわけで、農村側で発生する所得というのがこの農業・農村所得で勘定すべきものではないかなと想定はしておりました。ただ、それはなかなか把握が難しいわけですね。

梶井 私たちはそう考えるということであって、しかし、これは今のところ急には計算できませんよということだと思いますが……。

中嶋 そのうち計算できるものだけがこちらに示されているのだという理解なのですけれども。

梶井 そうなるのかな。例えば、私はよくわからんのは、一二七ページに上がっているこの七分野がそういう形のものとしてみんながとれるかしら。

中嶋 今後、成長が期待できるというものであります。

梶井 今度の計算は、成長が期待できる分野だけに限定したんでしょう。

中嶋 試算については、そこに限定しています。

谷口 だから、これを計算した結果が一二七ページに出ているわけですよ。

中嶋 そうです。

谷口 とりあえずつかめそうなものは、これだと判断したわけですね。それがいいかどうかは別にして、とにかくつかもうとしたことは事実だから。

梶井 一二七ページの医福食農連携なんということで、連携部門になっていて、それはどんなものを取り上げられているのかよくわからない。

中嶋 一二八ページで、介護食品、機能性を有する農林水産物・食品などが上げられます。

梶井 農業と関係あっても、農業だけに関係しているわけじゃないですからね。

中嶋 新しい需要が発生して、そこから逆のぼって、農村部門に原料の需要が発生してくるという構図なので、先生ももちろんおわかりだと思えますけれども。

梶井 学校給食などでも、今は国産の割合が四〇％かでしょう。それをどのように高めていくかというのは確かに問題ですけれども、その中でこういったものが所得としてどのくらい農村にはね返ってくるかですよ。この所得にはね返ってくる数字というのはそういう数字じゃないですね。これが所得だという形で計算できるという額が示されているだけであって、これは農村にはね返るのかどうかというのはわからない。関連した分野での上げられた所得だけでも、それが農村地域にはね返っ

てくるのかどうか。

中嶋 ある種、期待できる値という程度のもので、例えば、産業連関表で何か計算したというものでないことは確かです。さらに言うと、まだ確立されていない分野の産業なので、産業連関表の投入と産出の比率が全然わからないところなので、当面、期待する値ということですね。正直申し上げて、私も非常に答えにくいです（笑声）。

谷口 つらいところですから、このあたりでご勘弁願います。

初めて自給力を数字で示した

中嶋 自給力については大変議論がこれからあるだろうということは私も覚悟していて、つまり、それぞれ皆さんが考えていらっしゃる自給力のイメージというのが多様であるということです。先生が先ほど指摘いただいた点について私は勉強不足なのですが、『食料自給力の技術的展望』という本の中で、多分違う定義をされていらっしゃるのだと思うのですが。

梶井 そのとおりで、自給力の定義はやっていません。こういう政策をとったら自給量をこれだけ高めることができますよという、国民食料会議への提案で書いたのですから、それを本にするとときに、政策を変えればこ

れだけの可能性があるという可能性を示す意味で、自給力と本にするときにつけたんです。

中嶋 生産数量目標そのものを自給力と考えて、政策を変えることでその目標値がどう変わるかという分析になるのではないかと思うのですけれども、そういう発想は今回は全くしませんでした。

それから、今、手元に資料がないのでお示しできないのですが、事務局から示された文書の中に、過去、政府が何回も自給力という言葉を使ってきたことを述べておられます。それに照らして、今回、この定義をいたしましたという説明でした。ですので、そのときは今回使っているような考え方に近い言い方をしていたのではないかなと思うのですが、それは農地や水の農村資源、労働力、技術、その三要素から構成されるものであるということですから。

梶井 自給力というのを数字で示したことはなかったね。

中嶋 なかったです。

谷口 数字は初めてなんです。言葉はあるけれども、それを数値化したところが今回のポイントだとも思います。

中嶋 それから、労働力はどうかということについては、これもたくさん委員から意見が出ました。こ

れでよろしいのかと。私の理解では、とにかく今回、これで計算してみる。さらに、改善を次回、次々回に行っていくと。初めから細かいシナリオを設定して、こんな数字があります、あんな数字がありますとやるのは、ちょっと難しいのではないかと私も思いました。

労働力だけではなくて、例えば、肥料やいろいろな農業資材が自給できていないわけですね。それがとまってしまったら、技術で想定している単収は全然達成されないわけですので、その修正をしなければいけないと思っております。ただ、今回は、農地、水——特に農地に着目して計算をしている。過去の推移をみると大幅に農地が減ってきているからであります、農地と基盤整備の水準もたしか反映させていると思いますけれども、それによって変わってきているということがとても重要だと思っています。

今後、そういうご提起をいただきまして、労働が加わったかどうか、技術が変わったかどうかということも議論すべきだと思いますし、それは研究者が計算をして、こんなふうになりますということを世の中にお示したほうがいいのではないかなと思います。ただ、そのためのデータが余りないので、これは本当に大変な作業だったと思います。

それから、少し脱線しますが、計算は北海道と

都府県に分けています。先生が先ほどおっしゃった、もっと地域を分けるべきであるということも、自給力を計算するならば検討しなければいけないことかもしれないですが、本当に大変な作業でした。

自給率目標五〇％は品目別に検証

谷口 では、三点目の自給率五〇％についてです。

中嶋 これもいろいろな意見がございますが、前半部で検証作業をいたしましたけれども、そのときの注目点の一つが自給率の目標はこれでよかったのかということですね。トータルの五〇％を検証するのではなく、全て品目にみていきました。コメは、麦は、大豆は、肉はと。

いうまでもなく、消費と生産の比率ですので、生産に関する目標と消費に関する目標をそれぞれグラフで描いていて、過去の経緯と第三回目の基本計画で設定した値をみて、それらをトレースしました。実際にそのとおり動いたか、消費の動き方、生産の動き方を全部比べてみたときに、やはり無理があった。品目によっては妥当なものもあります。それで、A、B、Cで通信簿のようなものをつけまして、全部を検討した結果、米粉などは最たるものだったわけですが、だめだったねということがわかりました。

そういったことを積み上げて、最終的に四五％という

のが出てきたなと思っております。五〇%というのは、この基本計画の中で目標とすべきものではなく、いつかはそこに向かっていかなければいけないというような性格のものだとは思います。

自給率を上げるためにもっと飼料を有効活用するような方策を進めていくべきではないかと、転用に関してはどう考えているのかということについては、私は何か申し上げることはできないのですが、関係資料で申しますと、五三ページに、荒廃農地の発生防止・解消等、農地転用許可制度等の適切な運用というのがございます。

先生がご指摘なのはここの部分だと思うのですけれども、これが十分なのかという評価になるのではないかと思いますけれども、申しわけありません、私はこれ以上何かコメントをすることはできません。

この部分の強化については、実現可能性と行政コストの問題等の検討が要るのではないかと理解しております。

日本型食生活の見方

それから、日本型食生活については、書いていないのですけれども、実はこの点については私がかかわっております。食育についての検討会を消費・安全局の中に設置しました。私は座長でして、その中で、アンケート調

査も行って、食生活がどのぐらい乱れているのかという確認をいたしました。その結果を踏まえて、食育や日本型食生活のあり方を検討しております。

PFCバランスについては、白書の問題とは別だと思うのですけれども、実は悩ましいところがございます。栄養学の先生も検討会の中に入っていて、いろいろ議論をしたのですが、悪くなっている状況は一定程度でまっくはいるらしいのです。なっているんです。

そのことにはコメが中心の食体系であることが大いに影響はしているのだけれども、ただ、栄養学的な詳しい検討は実はされていない。なので、科学的な見地からいって、悪くなっているとか、何が原因だということまではなかなかいえないだろうというのが、検討会の中の議論でした。そういう言い方を報告書はしていないのです。

それで、食行動パターンからみてくるものを詳しく検討してみようということ、インターネット調査を中心にしたものだったので、相当な人数を対象に、食に対する意識と答えられる範囲で食行動の把握をしようとしたしました。その結果、食事が乱れている人のパターンがわかってまいりました。例えば、安易に調理食品を使っている様子とコメを何回食べているかの関係、などの手がかりを見つけることができて、そういう

ことが視察されたら、報告書では、「イエローカードですよ。皆さん、食べ方を注意しましょう」というようなことを指摘しております。

全く分析をしていないかという点、そうではありません。細かいことは基本計画に書けなかったものですが、ややとらえどころがない書きように見えているかもしれないけれども、懸念はしておりまして、その中から分かる部分を抽出したと。

コメについては、減ってきていることについて、あらうことはできない部分があって、私は食糧部会も担当しているものですから、常にこの話は出てまいります。業界の方もそこにおいて、「上げられないのか」ということも議論しているのですが、生産目標は下がらざるを得なくなっているわけですね。それは需要が減ってきて、需要が減ることを前提に立てざるを得ないというのがございます。

梶井 一九八〇年ごろからでしょう、PFCバランスを問題にし始めたのは。あの時点で、アメリカなどが随分F過多になっているのに対していえば、日本は当時はまだ非常に理想的だったわけです。それが八〇年代から急速に比率が高くなってきて問題になってきた。白書でその数字を表の末尾につけるだけでもと思うけれども、この前、白書で何でやめたんだと聞いたら、「スペース

が足りなくて……」というから、スペースの話じゃないよと。表の下にちょっとつければ足りる数字を省いちゃっているんですね。だから、八〇年代のそのころに比べると完全にF過多になっているというのは明らかなのだから、しかし、栄養学的にどうこうというのは……。
谷口 今、中嶋さんがおっしゃったのは、最近になってむしろどんどん悪化しているということにはなっていないということですね。

梶井 数字をみせてもらわなければ、何ともいえないですよ。それをみせないでにおいて何だかんだといっても困るんだな。

中嶋 悪くなっているんじゃないかという問題意識は、役所のほうはもっていたと思うのです。ただ、それを余りにも強調してしまうと、科学的な対応とは言えなくなります。

梶井 それは厚労省あたりからそういう文句はつけますよね。F過多を過大に言い過ぎるということを厚労省の連中はしょっちゅういっているんだから。

中嶋 栄養学の人が一番気にするのは塩です。塩が多いと。欧米は肥満の問題が大きいのですが、Fの問題もありますけれども、糖類の摂取過多であって、日本の関心事とは違うような気がいたします。

次に、耕地利用率です。これはなかなか難しいです。

地域ごとというのは、この計画の立て方の性格上、現時点では限界があると思います。せいぜい、先ほど申し上げた北海道と都府県の差を出すぐらいで、もちろん県別には難しいと思いますし、経営展望で、こちらの方が有望ではないかということは出せたかもしれませんが。

谷口 今の梶井先生の質問をベースにしつつも、皆さんから提起いただいて、お答えいただくということにしたいと思います。

では、神山さんから順番にお願いします。

自給力には技術継承が不可欠

神山 一つは、食料自給力の問題ですけれども、指標が、現在の農地面積とか農業従事者数ということですね。基本計画前段で、高齢化と人口減少で、技術などの継承が非常に心配であるといっています。そこからみると、一〇年後の農地面積や従事者数などの生産目標に合わせた一人一日当たりの供給熱量というのも並べていく必要がある。特に技術継承の危機感です。単収は上がっていく形になっているわけですが、本当に今の技術が継承できるのかどうか。

それから、先ほど中嶋さんもおっしゃいましたけれども、生産資材です。古い話で恐縮ですけども、ウルグアイラウンドの最初のころ、食料安全保障の議論をやっ

て、そのときに、北欧四カ国が共同提案の形で、食料完全保障とは何かというのをいったわけです。穀物の備蓄は当然ですが非常に複層的・重層的に、生産資材も含めて、備蓄しておくべきだというのが一つ。あと一つは労働力ですが、労働力を確保してもそこに技術を継承していかないと、食料安全保障は確立しないのではないかと議論でした。先ほどのイギリスの例をみましても、肥料などは確保されているというのが前提だという計算で、労働力も確保されているという前提になっていますが、生産資材なども含めた議論が必要ではないか。日本は、特に肥料などは自給率が極めて低いですよね。そうなってくると、有機農業をふやして行って、有機質肥料を生産していくという方向も片方でつくり出していないと、安全保障という面では非常に危険な状態に陥るのではないかと思うのです。

中嶋 ご指摘いただいたことは全てそのとおりだと思います。非常に勉強になりました。現段階では、この指標も、研究者の立場からいえばプリミティブなものだと思っております。自給力の基盤になるのは三要素だということの議論も本当はしていただいたほうがいいと思いますけれども、もしそれをよしとして、農地の部分になり強くフォーカスを当てて議論することしか今は検討できていないと思っております。

先ほど言ったことの繰り返しですが、担い手の問題と農業資材の問題は何度も企画部会の中では指摘されていましたが、今ご紹介いただいたようなことをぜひこれからもいろいろな場所でご提起いただければ、大変ありがたいなと思っています。

あと一つだけつけ加えさせていただくと、今回の自給力指標からの示唆は、農地は守るべきだということだと思います。それについて農家の方に、農地を維持していくという強いモチベーションを与えるための役割を果たしているわけですので、次の計算で担い手を確保していく必要性を言っていくべきかもしれません。まず農地からというのが今回の意義だったと思います。ありがとうございました。

谷口 今の関連で、何かありますか。なければ、私のほうから一つ。

この表にはイギリスが載っていないんですが、試算では肥料を全部緑肥にかえてしまったものが出されています。そうすると、それでも何とかやれるんです。つまり、イギリスの場合には、現状の自給力水準そのもので、どの指標をとっても全部一人あたりの必要カロリーを超えている形になっています。日本は、自給率のほうは向上や達成が困難だけれども、自給力で考えると、やればできるよという話なのです。自給率そのものはだめでも、

自給力はいいいということは、ふだんはだめだけれども、一旦何かあれば大丈夫だと。

ほかの例でいうと、本番の試合は苦手だけれども、練習のときは強いんだ、みたいな感じになってしまうのだけれども、本当にできるのかなと心配になります。

中嶋 今、私の手元に資料がないので、よく覚えていないところもあるのですが、そのイギリスの試算はすごく単純化した試算で、たしか小麦しかつくらなかったと思います。それでは国民は病気になるちゃいますよね。

谷口 もちろん。でも、とりあえず生きていけるわけですね。死なないと。短い期間の話だと思うのですが。

中嶋 余りにも非現実的なので、コメは水がないとできないということもあるかもしれませんが、もう少しいろいろなものをつくると想定したのが、今回の日本の事例だと思います。でも、人口に比べて農用地が広いですから、イギリスはそんなことができたのかもしれない。

経営モデルと地域モデルの関係は

秋山 水田農業のほうで少し聞きたいのですけれども、今回、このパンフレットの中には入っていないのですが、資料の中で、農地を八割集積させていて、担い手のコストを四割削減という資料が出ています。九、六

〇〇円ぐらいまでのコストになっていくようなことを一つ目標にしているような資料が出ていて、そういったことを前提にしてこの農業経営モデルというものをつくってきているのだと思うのです。

とすると、今回はかなり大規模な一〇〇ヘクタール超えの経営モデルも出てきている。そういう経営モデルが出てくるときに、コストが下がるだけではなくて、コストの低下に伴って価格も下がるという形で試算しているのか、現状の価格のままでやれば、このくらいの規模でこのくらいの所得という形で計算しているのか。目標にしていくなといった場合に、その価格の部分をどういじっているのかを知りたいと思います。

それから、この経営モデルと同時に、今回特徴的なのは、地域戦略というのを一緒に組み合わせて出しているということ。経営モデルのほうは一〇〇ヘクタールとか五〇ヘクタール超えのような経営がかなり出ている、片一方の地域戦略のほうは六次産業化を中心にしたような地域的な取り組みが出てくるのですが、この場合に想定している担い手のあり方というのは、両方とも同じタイプを想定しているのか、地域戦略で考えている場合にはそういう担い手とは違ったものを想定しているのか。それが余りはっきりしないまま、六次産業化のパターンが出ているという感じの事例にみえてしまうのです。

けれども、担い手像が同じものをそのまま地域戦略のほうに想定しているのか、違う担い手を想定しているのかというのも教えていただけたらと思います。

中嶋 まず、価格ですけれども、私が説明を受けたところでは、現在の値段で固定しているということです。コストに合わせて価格が下がるということも、確かに今のフードシステムの状況からすると考えられなくはないですけれども、それは想定しておりません。

それから、地域戦略の農業形態はどういうものをイメージしているかということですが、私は確認したことがなくて申しわけないのですけれども、基本的にはそんなに大きな農家は前提にしていなかったという記憶があります。

秋山 そうすると、経営モデルと地域戦略モデルみたいなことでは担い手の像が違うということですか。

中嶋 少なくとも、中山間に関しては大きな経営はございませんし、中山間では明確に「中山間の」という書き方をしているので、それ以外は平場なのではないかと思いますが、それについても、農家数が示されているのですけれども、一〇〇とか二〇〇戸になっていますので、大規模法人が六次産業化しているというようなモデルではないです。

それから、その大規模法人が六次産業化している云々

については、経営モデルのほうにも紹介されています。
秋山 自分の六次産業化の取り組みになっているという
 ことですね。

中嶋 そうですね。そういう想定をしているので。

秋山 そうすると、農業の担い手といった場合、効率的・安定的経営という形で担い手像みたいな部分と、地域を維持していくという意味での担い手像が、ずれた形で実質上は想定しているということになってきてしまっていますね。そうすると、両方とも担い手だといわなければいけなくなってくるのではないかと思うのですが。

中嶋 担い手というのは、農業生産の部門だけで考えていて……。

秋山 それは産業政策としてという形の中で……。

中嶋 はい、その中ではですね。担い手政策の中では対象となっていないのだけれども、農商工連携的な取り組みの中で、うまく農協等が産地として集約して、それを食品産業につなげることができるならば、それを生かしていくことはできると思いますので、その人たちを全部切り捨てていく気はないと思っています。

先ほどの私の説明は間違っているかもしれませんが。経営モデルで、加工の部分は必ずしも入っていなかったように思います。訂正したほうがいいかもしれません。申しわけありません。

政府の農政改革目標自体を検証したのか

服部 どうもありがとうございます。二つほど質問

があるのですが、その前に、私は来る前に農林省のホームページからこの中心部分をダウンロードしてざっと読ませてもらったのですが、話を聞いていて、自給率目標を四五％に設定した基本的な考え方として、消費はともかくもう下がる。いろいろな要因でもって。その中で何とか生産を維持すれば、自給率というのはそれなりに上がる。それが四五％だと。それを聞いて、そういうことで基本的に考えているのかというので、これは読んだだけではわからなかったんです。その点はある程度腹に落ちたという感があります。

その上で、二つほど質問ですが、冒頭に施策の安定性ということをおっしゃっていますね。もちろんそれはだれもがそう思うし、いろいろな立場からそういうと思うのです。ただ、その場合、施策というところ、基本計画をつくる場合の基本的な施策というのが既に政府で決まっていたと思うのです。米政策の見直しなり、あるいは平成二九年度の生産調整の廃止、生産者主体の自給調整への移行と、既に施策の中心部分は決まっている中で基本計画を策定するという形になったと思うのです。

であるにもかかわらず、施策の安定といわれると、ち

よっとひっかかるんです。基本計画として施策の安定と
いうことをここからには、政府自民党が既に一年
半前に決めた基本政策について、基本計画の部会として
検討して、その結果、これは安定的に維持されるべき施
策だというのがあれば、その判断がいいかどうかは別と
して、私はそれなりに入ってくる言葉だと思うのです。

しかし、この基本計画の書き方は、施策はもう前提に
しているわけです。となると、私の感じですけれども、
それは既に決められている施策に関しては、この部会と
しては検討せずに、それを前提にして考えられたと。そ
うなると、にもかかわらず施策の安定性ということが入
ってくるのがちょっと私はひっかかるんです。

飼料用トウモロコシを重視すべき

二点目は、これはかなり細かいことになってしまいうの
かもわかりませんが、今後の生産目標については、具体
的には、パンフレットの二三ページに主な戦略作物の生
産拡大に向けた取り組みとして、飼料用米等が入ってい
るのだけでも、一つは、ここに書かれてあるとおりに
品種の改良等を中心にして本当に飼料用米をつくるとい
う形でもってやられていけば、私はそれは何も抵抗はな
いんです。

ところが、実際にはそうではなくて、特に来年などは

主食用米の用途を飼料用米にすると。それが飼料用米生
産となってしまうているわけですね。それは飼料用米生
産じゃないんです。主食用米生産なのに、用途だけ飼料
用米に切りかえて、飼料用米生産だという方向に大き
く、しかも、全農は六〇万トンそれをふやすというわけ
でしょう。現実にはやろうとしていることが、ここで書か
れていること、本来やるべきことは違う方向に大きく
ずれていきそうになっているのではないかという感じが
してしょうがないんです。

なおかつ、本来の飼料用米生産をやっていくにして
も、それは簡単ではないと思うのです。専用品種の開発
にしても、コストの削減にしても、それは相当な努力が
要る、時間もかかるという気がするんです。でも、それ
はやらなければならぬ。でも、同時に、もう一つ、そ
の根本というのは、主食用米の消費は減らざるを得な
い。じゃあ、余った農地はどうするのか。そういうところ
から出てくる問題だと思うのです。

自給力向上のために飼料用米生産だといっているのだ
けれども、根本にあるのは、足りないのが飼料なのだから、
そこで考えると、トウモロコシという飼料そのものを
考えないのか。これは今に始まったことではなくて、
この半年ぐらい、どうしてその点も考えないのだろうか
と疑問に思っていた点で、この場で農林省の方に聞いた

ことがあるんです。その疑問が抜けないんです。

基本計画一〇年という長期のスパンで考えるならば、そういう根本的な問題を考えるべきではないだろうか。

トウモロコシならば、当然、コストがはるかに安い。単収だって、コメの倍になるし、アメリカなどでは日本のコメの三倍ぐらいの単収がトウモロコシから上がるわけです。それをなぜ外してしまうのか。

もう一点、左側に生産基盤の整備ということがいわれている、私はこれもそのとおりだと思うのです。主食用米の消費が減って、その生産も減らさざるを得ないとなったら、大豆にしる麦にしる、飼料用米も、あるいは飼料そのものもさらに作っていかねばならない。そうした場合に、汎用水田でないとそれはうまくできないと思うのです。だから、汎用水田にしていこうということが今後にとって大事な前提になるのではないだろうか。

ところが、現在の汎用水田は一〇〇万ヘクタールですね。この中に出ていましたけれども、水田の四割にすぎない。汎用水田を高めていく。究極的には全部を汎用水田化するというぐらいの目標を立てなければいけないと思うのです。そうすれば、水田で飼料そのものをつくるということも可能になってくるのではないか。それを検討の課題に入れてほしかったと思います。その点はどうだったのだろうか。

この二つの質問です。

中嶋

両方とも難しい質問ですがまず、後のほうを先に。トウモロコシをつくる云々という話は、たしかに企画部会での議論した記憶はありません。それから、汎用水田がなければできないということは、確かに課題として重くて、これ以上、土地改良にお金を使えるのか。今、更新期を迎えている水利施設がたくさんあるのはご存じだと思うのですが、そのためにお金を手当てすれば、新規に圃場整備で汎用水田化できるものがどのくらいポリウムとして出てくるだろうかというのか、現実的な問題としてあると思います。

圃場整備も大区画化は確かにやっています。戦略的にやろうと思っているところは、例えば、FOEAS（フオース）というような地下かんがいシステムを入れるようなところは出てはいるのですが、もう少し簡便に汎用水田にするというのはどのくらいあるのか、私は今の時点ではよくわからないのですが、全てこれも費用対効果を考えながら、トウモロコシをつくるのかどうかという判断がここが必要になってくるのだと思います。

飼料用米については、コメをつくるわけですから、農家に普及させるには非常に簡単なわけですよ。ただ、先生おっしゃるように、補助金がついているので主食用米をつくって、それを飼料用米として出すということに

とどまってしまう。飼料用米の品種をつくって、高い単収のものをつくるというところにまで踏み出していないところが多くなってしまいかもしれない。誘導する仕組みをつくってもっと広めていくことが求められていると思います。

それから、もっと品種改良をして単収が高くなれば、農家も導入しようかなと思うかもしれないので、そのためには技術部門と普及部門とが連携をしていくことも大事で、飼料用米の仕組みを拡大するのは、トータルの政策パッケージをPDCAサイクルを回しながらより全国に普及していくということが必要なのだなと思っています。

その危機意識は全ての人がもっていると思いますので、この一〇年が勝負だと私も思います。やってみて、だめだったというわけにはいきませんので。

それから、施策の安定性に関しましては……。

既存政策の評価が必要

谷口 つまり、地域の活力創造プランで枠がはめられてしまっていて、その評価をしないままやったので、前提そのものの吟味が必要だったのではないかとということです。政策がつながっていないのではないかと。だから、継承することはオーケーなんです。賛成、反対は別に

して、なぜ継承するかということをいわなければいけないのに、そこがされていないまま引き継ぐという形になってしまったのではないかというのが、今の服部先生のご意見ですね。

これはなかなか難しく、最初に梶井先生がいわれた大問題と関係しています。

中嶋 基本計画の中で、政策を変えていく余地がある部分については検証するという言葉がつけられてあって、今回は決まらなかったところがあります。それではないものはやりますと書いているんです。つまり、これはコミットしたということです。それをひっくり返すということはとても困るので、安定性を確保するという言い方をすべきとおっしゃいますけれども、先生がおっしゃった政治で決まるということに関しては、確かにそうなのですから、もう一つ、議論していて感じたのは、まさにこれは政策パッケージであるので、ある部分の政策を変えてしまうと、ほかの部分に矛盾が発生しますよね。

一番はっきりしているのは自給率で、耕地の目標を変えてしまったり、飼料用米をつくる、つくらないといった部分を変えてしまうと、その自給率が達成できなくなってしまうかもしれません。お互いが縛り合っています。ある種の連立方程式を解いて各部門の政策を決めて

いるのですが、それがゆえに、安定しなければならぬというコミットメントをここでつけている。

だから、ある政策をやめるといふことになれば、それが大きな部門であれば、全体の計画をやめることにもつながる。マイナーな部門だったら微々たる影響なので大したことはないのですが、コメは非常に大きな部門なので、お互いに牽制し合うということはあると思います。

SBS米の主食用販売

梶井 さっきの数字、生産努力目標と国内消費仕向量の数字がずれているのは、一体なぜですか。

中嶋 それは輸入米の部分がありますから、生産数量目標のほうが下がっているのですが、それは以前もそうだったと思います。以前はそれが明示されていなかったのです。

梶井 主食用の九万トンというのは……。

谷口 これはSBSの話です。それはどこまでいくかということとはわからないけれども。

梶井 原則として主食用には入れないという前提でSBSをやったんですからね。事実上はどうなっているかは別問題ですよ。しかし、SBSの制度自体は、SBSを認めたのは、主食用には流さないのだというのが大前提ですよ。これは輸入なんですか。それは一言も書いて

ない。

谷口 米粉と飼料以外だから、入っています。

梶井 文書の中にも何も書いてない。

神山 SBSで主食用に回ったのは、その分、国産米を買い上げてという形になっていますから。

梶井 政府としては、SBSをそちに回さないという約束だった。ところが、政府は、SBS米を当然のあれとして主食用の仕向量として計上しているというのはインチキだよ。輸入米だとすれば、明らかに今までの政策を無視している。

中嶋 済みません、確認しておきます。(非主食米が含まれていました。MA米の最近の単年度平均販売数量は、主食用米一〇万トン、加工用米二〇―三〇万トン、飼料用米三〇―四〇万トン、援助用米一〇―二〇万トンです。)

梶井 確認してください。

谷口 あとは備蓄の取り崩しもあり得るでしょう。引き算をしたときに在庫変動が入る、そういうことはどうやったのかわからないから、一〇〇%、SBSというわけではないと思う。ただ、SBSは間違いなくここに入っています。

梶井 SBSのものを入れるのは、当然の前提として食用のあれに入れておくのはおかしい。

谷口 今、数万トンっているでしょう。
神山 多いときで一〇万トン……。

作物単収向上の技術的検討をしたのか

堀口 関係資料の七九ページと八〇ページですが、五〇％から四五％に下げざるを得ない一番大きい理由は、大豆と麦のところが、一〇年ぐらいの間に、ふえるどころか、むしろ減ってしまったという現実があるということと、しかし、もう一方で、四五％を何とか維持するのは、餌米のところを猛烈にふやすことによってやっているという数字が出ていますね。

例えば、八〇ページだと、餌米のところが単収が五一キロから七五九キロになって、しかも面積が一四万ヘクタールと。私の質問は、特に大豆分野で予定以上に伸びないというのは単収の問題なのか、作付面積が伸びない、むしろ減ってしまったという要因としてとらえているかというのが一点です。

それから、おコメの場合は面積と単収が両方とも猛烈にふえることを考えているのだけれども、特に単収の技術的なバックアップ、アメリカの単収などをみるとこの水準を既に達成しているから、大丈夫じゃないかと思うけれども、現実には、例えばF1のみつひかりを使えば一三俵か一四俵いくのだけれども、従来型のものは難しい

し、餌の専用品種の一四〜一五俵というのはまだまだみえない。麦・大豆の単収が伸びないと、餌米では非常に高いことを期待している、この辺の技術的な検討は、どんな議論がなされたのかなというのが質問です。大規模な経営は単収を追求せず、大面積の効率的利用でビジネスを成立させようとしている。飼料米も同じ結果では。期待される大規模経営の立ち位置は自らのビジネスで、自給率引上げや増産目的でビジネスに取り組むのではないから誘導措置が必要ですね。

中嶋 先ほども申し上げたように、品目別に過去の自給率の目標と実績をチェックして、無理があったのか、ないのかを検討しまして、その結果、それぞれの品目についてこういう数値が出ています。飼料用米は今までやっていませんので、これはかなり戦略的に決定したものだと思っておりますけれども、そういうことを踏まえた上で、小麦と大豆は、特に平成二三年の基本計画にについてはかなり課題があったと思います。

七九ページの一七年の基本計画の例えば小麦、そして、平成二七年の基本計画の小麦をみてみたときに、平成一七年の小麦はトン数を目標年度も同じにしている、二七年はふやしてはいるんです。大豆についてみると、一七年にかなりふやして、二七年も同じぐらいふやしています。ですから、全く見捨ててしまっているとい

うわけではないのですが、前回の二二年のように大きくふやすことは多分無理で、北海道の現状と都府県の現状をみて、小麦は特に北海道ではつくり過ぎなわけですから、多分これ以上はふやせない。では、都府県でふやすとなると、さっきの汎用水田ではないですが、田んぼの状況にかなり左右されます。大豆もそうです。妥当な数字ではないのかなと。

それから、研究基本計画の中にももちろん大豆とか小麦の研究をやりましょうということですが、これ以上画期的に単収をふやすということになるかどうかは、今の段階ではわからないですね。ここに余り期待できないので、飼料用米に、先生のご評価としては、しわ寄せがいっているという感じかもしれませんが、ここにはまだ伸びしろがあるのではないかという判断をしたと思います。

谷口 では、安藤先生、お願いします。

粗飼料の自給率向上は？

安藤 粗飼料の自給率は一〇〇%を目指すという話があったと思いますが、具体的に粗飼料をどのような形で生産するのか、あるいは供給するのか。稲わらなどもそうなのかもしれませんが、そのあたりについては、量の検討はしたかもしれませんが、生産をどのようにするの

かについて検討されていれば、教えていただければと思います。

中嶋 今、お答えできるだけの記憶がありません。申しわけありません。

谷口 稲わらは使い切っていないでしょう。今、粗飼料自給率は七五%ぐらいだから、一〇〇%にもってくるように稲わらを徹底して使うことと、飼料作物の一部でやっていこうということだけれども、一審期待をかけているのは稲わらですね。

安藤 そうすると、収集するコントラクターのようなものを伸ばしていこうということになりますか。

谷口 あるのに使っていない。飼料になっていないだけだから、使い方を変えれば、一番可能性が高いので、ずっと注目していますよ。

神山 ただ、作付面積の目標というか……。

谷口 稲わらですよ。稲わらは作付しなくなっちゃって、コメをつくれれば自動的に出てくる。そこからもってくるだけだから。

神山 その作付面積に対応した牧草とかデントコーンとかという形で出していると思っていいんです。WCS用の稲は出てくるわけですので。今までずっと基本計画で、粗飼料の自給率一〇〇%という目標を出していますね。それに対応する作付面積は、今回は一〇八万ヘクタ

ールという形で出ているから、牧草だと思っていたんですけれども。

谷口 そうじゃないです。粗飼料にずっと入っているんです。

安藤 土地利用にかかわる話になるかもしれないと思って、それでちょっと気になったんです。

谷口 稲わらが一番可能性があるのに、やれないことは何なのかということを議論しなければいけないわけで、結局、畜産と水田農業を分離してしまっているからですね。近くに畜産農家がいらないから、稲わらを捨てているわけでしょう。あとは、敷料などにも使ってしまったら、施設園芸などにももっと回したらどうかとか、いろいろな議論がある。

神山 土地利用に関連すると、耕作放棄地などを復元する場合に、畜産的な利用が、放牧を含めて、一番面積を大きく活用できるわけです。そして、実際にもやっているわけですから、服部さんがおっしゃった飼料穀物も含めて、飼料の自給率を上げていくことの実現可能性を追求してほしいなと思っています。

谷口 それでは、以上で議論を終わりにしたいと思います。基本計画はまだ出たばかりで、研究者の方々も十分にそしゃくして議論している段階ではないと思います。と同時に、非常に重要な問題提起がいっぱいされて

いるので、我々は積極的に対応していったほうがいいと思うのです。主義主張を超えて、どうしたら日本農業の可能性が開けるかについては、共通のものを出していくことが必要だと思います。

きょうの農業新聞によると、民主党などは徹底的にやるといった全面戦争のような言い方をしていますけれども、連休明けから、農協法の問題とこちらの基本計画の問題の両方について国会で論戦が始まると思います。その段階で議論になるときに、素材にできればいいという意味では、きょうは大変勉強になったということで、中嶋さんにはありがとうございますと申し上げたいと思います。

下手な司会で、時間を大幅にオーバーしていますので、このあたりで終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございます。

被災地に残る問題

岩手県田老町漁協職員 畠山 昌彦

東日本大震災から四年も経ち、被災地も8/9という高い補助率によって施設復旧が進んで、復旧もほぼ終わりと思っていられる方も多いかも知れませんが、

確かに漁業施設の復旧はほぼ終了していますが、復旧が進めば進んだりの問題が発生して、復興はまだまだ先というのが正直なところです。

住居を再建する際の問題

現在直面している漁業協同組合としての根本的な問題が、組合員資格の扱いです。田老町漁業が定款に定める組合員の要件は「宮古市田老地区内に住所を有すること」なので、震災直後には住宅を流失した組合員から組合員資格は今後どのようなことになるのかという問い合わせが相次ぎました。それは住居を再建するに当たって、家を建てる場所によって組合員でいられなくなり、今までどおり漁業が出来ないのではないかとという心配からです。漁業を営むためにはまず組合員でなくてはなりません。

が、田老地域の平地の大部分は津波で家を建てられない地域に指定されたので、比較的土地の探しやすい田老地区外に家を建てるか、田老地域に拘って交通の便が悪い山間部を選ぶか、何年先になるか解らない高台の造成地を選ぶかの選択をする必要がありました。

従って、組合員の住所要件は震災によってどうなるかという問題は組合員の最大の関心事となりました。しかし、組合員から質問を受けても、今後住宅環境がどのようになるか全く解らない状況でしたので、我々には回答のしようがありません。

現在のところは「高台の宅地造成が完了して仮設状況が解消するまでは、組合員の住所はあくまで仮設であり、震災当時の住所として取り扱う」ということにしています。

地区外へ転居した人も、そもそも好きこのんで転居するものではありません。震災さえなければこの地でずっと漁業を営んでいたかったはずの組合員なのです。心情的

には「震災当時に田老地区に居住していた組合員の資格に手を加えない」としたところではありますけれども、一方では組合員でいるがために田老地区内に拘って、あまり条件の良くない場所に家を建てたり、高台住宅の造成が終わるまで何年間も仮設住宅で不自由な思いをしてきた方のことを思うと、早々に地区外へ転居した人と同じ扱いとすると簡単には決められないようにも思います。

しかし、その反面では震災で田老地区の人口自体が減少している上に少子高齢化で組合員が減少しており、漁業生産額と出資金の維持のためには一人でも多くの組合員を確保しなければならないという切実な問題もあります。

支援事業で建設した施設を維持していくための資金

総工費一〇億円以上で建設したアワビ種苗生産施設を維持していくためには相応のアワビ水揚げ金額が不可欠ですし、一六億円で建設した海藻類加工場を運営していくためには年間一、五〇〇程度のワカメが必要です。

この二つの施設に限らず、復旧の支援事業で整備した機械や器具など他の施設についても同様に、施設を運営するのに見合うだけの水揚量と水揚げ金額は不可欠で

す。

復旧予算を利用して取得した施設の維持管理費の負担については、当組合に限らず、被災地のどここの漁協も同じ問題を抱えているはずだ。

田老地区の主要な産業である漁業を復興するためには相応の施設が必要なのは間違いないのですが、施設を再建するに当たって、果たして震災前と同じ施設が今後に必要なのか、必要であるとしても、規模も震災前と同レベルのものなのかという問題がありました。

組合員の数が変わらず、水揚げも震災前と同様の状況が続くのであれば、以前と同じように復旧すればいいだけの話ですが、震災前から続く組合員の高齢化、新規着業者の不足による組合員の減少が、震災の影響で拍車がかかることは容易に想像出来たことでした。

しかし、震災復興の予算で施設整備を行えば8/9という他に例のない高い補助率で建設出来ますから、この機会を逃せばもう復旧は望めないこともまた明らかでした。

膨大な経費を要し、今後の組合経営を大きく左右する施設整備をどうするかという大問題を震災後数ヶ月という非常に短い期間で、しかも船や漁業資材の確保、漁港施設の復旧等々膨大な決定事項をいくつも抱えた中で決断を強いられたのです。

十分な協議をする時間もなく、その後組合員の数がど

うなるか、生産量がどうなるかは全く解らない状況でしたから、躊躇しながらも国の復旧予算で震災前と同等の施設整備を行なうという選択をとることとなりました。

他の漁協でも同じような状況だと思いますが、田老町漁協の場合は、漁船や養殖施設の自己負担分も漁協が負担して、組合員からは利用料を徴収しないとしたので、漁協の負担は更に大きいものとなっています。

震災によって経営が厳しくなるのは間違いない状況の中で、更なる負担増を心配する声も多かったのですが、最終的には「今、組合員を助けなくて何のための協同組合か」というのが理事会の至った決断でした。

震災直後は施設の復旧に躍起になっていましたが、施設整備も一段落し、いざ減価償却が本格化する頃になって、組合員の減少が深刻な現実となって浮き上がってきました。ある程度の予想はしていたものの、それを上回るペースです。

組合員の減少は、地区外転居だけが要因ではなく、居住地が海から遠くなってしまったことで自動車を持たない高齢者や女性が海に行くことが困難になってしまったことも大きな要因となりました。

震災前、高齢者や女性の多くは自転車や徒歩で海に通って作業をしていましたが、居住地が海から遠く離れてしまった震災後は、自動車がない高齢者は海に行くこと

ができなくなりました。ウニ漁で三時頃、アワビ漁で五時頃、そんな時間に動いている交通機関は田老にはありません。また、自動車がある世帯にしろ、一世帯に一台だと、お母さんが免許を持っても、朝、早い時間にお父さんが車で海に行ってしまう、お母さんは車がないので行けませんし、お父さんと一緒に海に行ってお父さんが帰港するまで待つにしても、漁港付近には暖をとって待っていられる場所はありません。お父さんが漁から帰ってきて、家までお母さんを迎えに行ったら戻ってでは作業が遅れ、出荷時間に間に合わないこともあります。

免許のないお母さんが自動車免許をとるにしても四〇代以降だとなかなか難しいですし、車を買うにしても、あと何年漁業を営めるか、それから生まれる利益が車の経費に見合ったものであるかどうかという問題につきあたります。小規模な漁業者だと短い年数で経費を回収できる見込みは少ないです。若ければ一年の収入は少なくても長い期間で回収出来る可能性も出てきますし、技術が向上して水揚げが増える期待もありますが、高齢になるほど難しいです。

いくら海が好きでも、赤字を出してまでやることはないという考えに行き着くのは仕方のない結果でしょう。高齢者の方からは漁協で仮設と漁港を繋ぐ、シャトル

バスのようなものを準備してくれという要望もありましたが、バスの維持費と運転手の人件費を考えると現実的ではありませんし、そもそも朝の二時台に車を出してくれる人がいるはずありません。

復興財源としてのさけ定置網と孵化放流事業

高率の補助によって建設費に関する自己資金は少なくすんでも、建設後の修理や維持管理に関する費用は全て自己資金ですから、震災前と同じ規模で再建すると組合員が減少したり、水揚げ額が減少すれば維持管理の費用を捻出できなくなってしまいます。

岩手県のほとんどの漁協は定置網を経営しているのですが、組合員が減少してもある程度までなら、定置網の利益によって補うことができます。しかし、サケの回帰が減少すれば定置網自体も赤字となることもあり得るので、す。

震災の年は満足な放流ができなかったため、それらの稚魚が主群となって回帰する年はサケの漁獲量が減少して漁協経営に支障をきたすことを心配していました。が、平成二六年度は意外にも五年魚の回帰が良好で、水揚げはむしろ好調でした。一方、河川へ遡上するサケは予想通り極端に減少して、放流数に見合うだけの種卵の確保が困難な状況となりました。

岩手の殆どの漁協はサケの資源造成のため、大なり小なりサケ稚魚の孵化放流事業を行っています。が、自河川に遡上するサケが減少すると他の河川から種卵を購入したり、海で漁獲したサケを買い取って採卵したりと従来とは比較にならない経費支出に迫られます。当然、それに伴う労力も必要です。

海で漁獲したサケの卵や精子は成熟が不十分なため、そのまま採卵することはできません。漁港内に設置した生け簀で蓄養し、成熟するのを待って採卵するという作業を強いられることになります。それには生け簀を設置するための経費が掛かりますし、親魚となるサケを買い取る経費も掛かります。そして、サケを生かしたまま移送するために定置網の乗組員には従来の何倍もの労働を強いることになってしまいました。

労力をかけて移動し、蓄養したサケも全て採卵できるわけではなく、蓄養の途中で死ぬものや生け簀から逃げ出すものがあります。また、未成熟もダメですが、成熟しすぎても採卵に使えなくなるので、成熟度合いを確かめるために従業員が数日おきに生け簀からサケをとりだし、一尾づつ成熟度合いを鑑別する作業も行わなくてはなりません。しかも、そのような労力をかけて採卵しても、海で漁獲された親から採卵した卵は河川で漁獲され、採卵したものよりも生き残る率が低いため、河川漁

獲の親を使うよりもたくさんの親魚を確保しなければならないのです。

このように、サケ稚魚の放流には多大な労力と経費がかかるのですが、多額の経費を投入して増殖努力をしているのにサケで多くの利益を上げられない漁協もありますし、逆のケースもあります。ブリとかサバとか天然で繁殖する魚であれば、漁獲努力をした人や団体が利益を上げるのが当然ですけども、岩手のサケに関してはほぼ一〇〇％が放流した魚であり、放流しなければ水揚げはできない魚なので、サケの増殖努力をした漁協が、それに見合うだけのサケ水揚げによる利益を得て然るべきだという考えも出てきます。

この不公平感を是正するために、岩手県の場合、一般社団法人岩手県サケます増殖協会という組織があって、サケを水揚げした漁協や漁業者は水揚げ金額の七％を協合金として支出し、協会はその資金を元にサケのふ化を行って、いる漁協に対し、ふ化放流事業に掛かった経費を助成するというシステムによって公平性を保っています。

この助成の基準となるのは、稚魚の放流数ですので、飼育水を汲み上げるポンプが停止するとか、病気が発生するなど、何らかのトラブルがあって稚魚が放流前に死んでしまえば漁協にお金は入ってきません。つまり、放流前に稚魚が死ねば経費分がそのまま赤字になります

し、何らかの要因で採卵飼育経費が膨らんでも助成額は変わりません。

このように、サケのふ化放流事業は多額の経費負担と、たくさんの生き物を抱えるリスクや労力を伴うものですから、どこかで稚魚を生産してくれて、それを買って放流できるのであれば、それに越したことはありません。しかし、広大な面積と大量の水を必要とし、事故や病気などで魚が死んだら膨大な赤字を背負い込むリスクを伴う種苗生産を、どこかの誰かが肩代わりしてくれるはずありません。

岩手の漁協は様々なリスクを抱え込むのを承知の上で、四〇年以上に亘ってそれを継続してきたことで、殆ど無に等しかったサケ資源を水揚げの中核と成すまでにすることができたのです。オランダの国土は神ではなくオランダ人が作ったとするならば、岩手のサケは岩手の漁協が生み出したと言えると思います。

漁協全体の収入が落ち込んでいる中、地域漁業復興のための設備投資の負担に加えて、サケ親魚不足によるサケ稚魚ふ化放流事業経費の負担増を、自営定置網などの自主財源を持って補填出来る漁協はいいのですが、補填しきれなければ漁協経営は赤字へ転落してしまいます。つまり、復興を達成するまでの資金源として、自営定置網の収入は岩手の漁協の生命線といっても過言ではない

と思います。

仮に、定置網を初めとする収益で穴埋め出来なくなつて、サケのふ化放流を継続できなくなる漁協が出てくると、岩手県全体のサケ稚魚放流数が減少します。そうなること必然的にサケの水揚げも減少することになり、漁協の経営はさらに悪化するという負の連鎖が起きかねません。岩手県の基幹漁業といつても過言ではないサケの場合、それは全県的な規模で影響を及ぼすものですから、問題は一漁協だけに留まらず、一つの漁協の問題が県下全ての漁協の経営悪化に繋がる可能性もはらんでいます。

また、漁業は岩手県沿岸の産業の柱であり、その中でも、サケは漁業だけでなく、加工・販売・流通・観光など沿岸地域の様々な産業の元となり、そのあらゆる過程で雇用を生み出して経済を潤すものです。

復興を果たし、経営が軌道に乗るまでの間、復旧した施設の維持管理費を捻出する意味に置いても、岩手県全体のサケ資源を今後とも維持していくためにも、岩手県の全ての漁協にとって、ふ化放流事業の継続と漁協が経営する定置網による収益確保は絶対に欠かせないものです。

仮に漁協が不採算部門を止めて、採算部門を伸ばしていけば今よりもずっと利益を出すことができと思えます。しかし、岩手の多くの漁協は時に愚直とも思える程

に協同組合理念を曲げようとはしません。定置網の水揚げによる利益は漁業者が使う漁業施設の経費に投入したり、漁港付近のトイレや水道の経費負担をして、より多くの組合員が働きやすい環境を構築しようとしていました。

震災の時に海外メディアに取材されたことがありました。

「なぜ、あなた達は住む場所も食べるものもない、こんな酷い状況の中で冷静でいられるのだ？避難所で微笑んでいる人達がたくさんいるのはなぜだ？海外なら間違いなく略奪が起きている状況なのに、食糧を配給するとき、自分も食べていないのに、なぜ子供や老人に列を譲るのだ？」

「泣き叫んだって暴れたって問題は何も改善しないでしょう。」そう答えたらインタビューは肩をすくめていました。

我々は、海以外にこれといって資源のない地域で暮らしてきた歴史の中で「自分だけが」という考えでは存続していけないことを、厳しい環境を通して身を持って会得してきたのかも知れません。

編集後記

本年三月三十一日に、新たな「食料・農業・農村基本計画」が策定された。五年ごとに見直される基本計画は、向こう十年間の農業政策の方向性を定めるもので、いわば農政の中期的な羅針盤ともいえる。計画では、農業の成長産業化をめざす「産業政策」と、多面的機能の維持・発揮を促す「地域政策」を車の両輪として進め、農業所得の増大と農村振興の実現をめざすとしている。そのポイントを要約すれば、鳴り物入りで導入した農地中間管理機構によって農地の集積による規模拡大を図り、飼料用米生産拡大による水田フル活用を図ること、単価の高い野菜や果物、畜産等を重視することを通して、農業所得を増大することと集約できる。

人口減少時代に突入し担い手も急速に衰える一方、経済のグローバル化が進み世界の食料事情が不安定化する下で、記述されている内容やめざす方向性に異論を唱える人は少ないのかもしれない。しかしその実現性となると、農業に精通する者、農業の現場に近い者ほどその困難性を指摘する人が多い。それは、新基本計画が示す方向と、現実に行われる政策との乖離が甚だしいからであろう。昨秋からの米価の急落による離農や、飼料用米増反政策はその端緒から経営難による酪農からの撤退が

続出、いずれも適切な政策を打たなかったことが要因としてあげられている。

加えて安倍農政への不安は、規制改革会議や有識者会議など企業経営者が提起する「農業改革」に乗り、農業を医療や雇用などとともに「岩盤規制」と称して全ての規制を取っ払らおうとする姿勢にあるのだと思う。農業の評価を「儲かるか儲からないか」、「効率が良いか悪いか」によって行うこうした経営者達の論理について、本誌にも執筆頂いた資源・食糧問題研究所代表の柴田明夫氏は「理路整然と間違っている」と指摘している。自然相手の農業は、こうした二分法では評価できないからだ。

商業紙によると、トヨタ自動車が今年から大規模なコメ生産者の経営管理を支援する「豊作計画」をインターネット経由で提供するという。同社が自動車生産で培った「カイゼン」を農業分野で応用し農作業や資材のムダを見つけ出して修正するサービス事業だという。こうした規模を拡大し、投下労働、資材や流通コストを極限まで落とすという「国際競争力のある農業」も全否定はしない。だが、生産の営みを通して、山河を守り環境や景観を守り育ててきた日本農業の姿とは相入れないもので、ましてや総理のいう「瑞穂の国」や多面的機能支払いの導入などとは縁もゆかりもない。

(太田)